

令和4年9月12日（月曜日）

令和3年度決算審査特別委員会

（第2日目）

令和3年度決算審査特別委員会第2号

令和4年9月12日（月曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（12名）

委員長	村岡賢一君	
副委員長	後藤伸太郎君	
委員	伊藤俊君	阿部司君
	高橋尚勝君	須藤清孝君
	佐藤雄一君	佐藤正明君
	及川幸子君	今野雄紀君
	三浦清人君	菅原辰雄君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	及川明君
企画課長	佐藤宏明君
行政管理課長	岩淵武久君
町民税務課長	佐藤正文君
保健福祉課長	高橋晶子君
環境対策課長	大森隆市君
農林水産課長	千葉啓君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	菅原義明君

上下水道事業所長補佐
兼 上水道係長
歌津総合支所長
教 育 長
教育委員会事務局長
代表監査委員
監査委員事務局長

石 田 秀 一 君
三 浦 勝 美 君
齊 藤 明 君
芳 賀 洋 子 君
芳 賀 長 恒 君
男 澤 知 樹 君

事務局職員出席者

事 務 局 長
主 幹 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長
主 事

男 澤 知 樹
畠 山 貴 博
山 内 舞 祐

令和3年度決算審査特別委員会の会議の概要

午前10時00分 開会

○委員長（村岡賢一君） おはようございます。

本日から令和3年度の決算審査が始まるわけですが、皆様方には簡潔な中であっても活発な御審議をお願い申し上げます。

ただいまの出席委員数は12人であり、定足数に達しておりますので、これより令和3年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

暑い方は脱衣を許可します。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方について御確認をいただきます。

特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

質疑は、一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、その他の会計については歳入歳出一括、収入支出一括で行いたいと思います。

なお、一般会計の歳入歳出の款ごとの区分は、既に配付しております令和3年度決算審査特別委員会審査予定表を御参照いただきたいと思います。

このことについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、そのように執り進めることにいたします。

認定第1号令和3年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、令和3年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の歳入の審査を行います。

会計管理者の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（菅原義明君） おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、認定第1号令和3年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

決算の全容並びに歳入全体の細部説明となりますので、説明が少し長くなりますことを御了解いただきたいと思います。

では、初めに決算の全容について改めて御確認いただきます。

決算書185ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、令和3年度は、歳入総額230億4,055万1,967円、歳出総額204億3,948万8,302円、歳入歳出差引額、つまり形式収支額26億106万3,665円の黒字で決算いたしました。このうち令和4年度への繰越財源として、明許繰越6億6,827万9,000円、事故繰越5億5,512万9,775円、合わせて12億2,340万8,775円を繰越いたしましたので、形式収支から差し引いた実質収支の額は13億7,765万4,890円となり、実質収支も黒字決算となりました。

このうち、南三陸町財政調整基金条例第2条の規定に基づき、実質収支額の2分1相当の7億円を財政調整基金へ繰り入れましたので、その残りの6億7,765万4,890円が令和4年度への純繰越金となります。

なお、歳入歳出差引額26億106万3,665円は、前年度との比較ではマイナス38.1%、実質収支額13億7,765万4,890円は、前年度比較でマイナス7.9%でございます。

決算書の1ページへお戻りください。

歳入歳出の款ごとの収入済額、支出済額の構成比並びに前年度比較について申し上げます。

- 1 款町税、構成比5.9%、対前年マイナス0.6%。
 - 2 款地方譲与税、構成比0.4%、対前年プラス0.5%。
 - 3 款利子割交付金、構成比0.0%、対前年マイナス25.0%。
 - 4 款配当割交付金、構成比0.0%、対前年プラス47.4%。
 - 5 款株式等譲渡所得割交付金、構成比0.0%、対前年プラス49.2%。
 - 6 款法人事業税交付金、構成費0.1%、対前年プラス62.3%。
 - 7 款地方消費税交付金、構成比1.2%、対前年プラス9.3%。
 - 8 款環境性能割交付金、構成比0.0%。対前年プラス9.0%。
- 3 ページ、4 ページを御覧ください。
- 9 款地方特例交付金、構成比0.2%、対前年プラス211.5%。
 - 10 款地方交付税、構成比19.8%、対前年マイナス37.9%。
 - 11 款交通安全対策特別交付金、構成比0.0%、対前年マイナス4.4%。
 - 12 款分担金及び負担金、構成比0.1%、対前年プラス34.8%。
 - 13 款使用料及び手数料、構成比0.9%、対前年マイナス0.6%。
 - 14 款国庫支出金、構成比43.0%、対前年マイナス17.7%。
 - 15 款県支出金、構成比3.9%、対前年マイナス1.7%。

16款財産収入、構成比1.3%、対前年プラス21.4%。

5ページ、6ページを御覧ください。

17款寄附金、構成比0.3%、対前年マイナス3.2%。

18款繰入金、構成比2.9%、対前年マイナス93.7%。

19款繰越金、構成比15.0%、対前年プラス51.6%。

20款諸収入、構成比1.0%、対前年マイナス31.2%。

21款町債、構成比3.8%、対前年マイナス10.7%。

歳入合計の対前年はマイナス37.5%でございました。

調定額の合計257億3,124万7,994円に対する収入済額合計が230億4,055万1,967円ですので、全体の収納率は89.5%でございました。また、不納欠損額36万2,182円は町税及び財産収入でございます。収入未済額は26億9,033万3,845円となりましたが、このうち26億1,477万9,240円は令和4年度へ繰り越した事業の未収入特定財源となりますので、実質的な令和3年度の収入未済額は7,555万4,605円となります。

7ページ、8ページを御覧ください。

歳出でございます。

支出済額の構成比並びに対前年度比較について申し上げます。

1款議会費、構成比0.5%、対前年マイナス3.5%。

2款総務費、構成比17.0%、対前年マイナス24.6%。

3款民生費、構成比10.0%、対前年プラス7.3%。

4款衛生費、構成比6.9%、対前年プラス3.6%。

5款農林水産業費、構成比7.2%、対前年マイナス41.7%。

6款商工費、構成比2.9%、対前年プラス56.7%。

7款土木費、構成比2.4%、対前年マイナス56.4%。

8款消防費、構成比2.4%、対前年マイナス20.0%。

9款教育費、構成比4.1%、対前年マイナス22.6%。

10款災害復旧費、構成比32.6%、対前年マイナス31.7%。

11款公債費、構成比6.5%、対前年マイナス4.2%。

12款復興費、構成比7.4%、対前年マイナス80.5%。

11ページ、12ページを御覧ください。

13款予備費、構成比0.0%。

歳出合計の対前年は、マイナス37.4%でございました。

歳出合計欄の支出済額204億3,948万8,302円を通常分と震災復興分に分けますと、通常分は102億8,714万8,000円、10287148000で、決算額の50.3%。震災復興分は101億5,234万円、1015234000となり、決算額の49.7%を占めております。なお、震災復興分は令和3年度までの11年間で、総額3,722億5,683万8,000円余りになります。

また、令和3年度歳出予算現額には令和2年度からの明許繰越予算と事故繰越予算合わせて130億6,272万2,940円が含まれております。予算全体の執行率は74.2%となりますが、そのうち明許繰越予算の執行率は55.9%、事故繰越予算の執行率は96.6%、繰越予算分を除く令和3年度現年予算の執行率は84.8%という結果になりました。

この84.8%の執行率は、令和4年度へ38億3,818万8,015円を繰り越しているということによるものでございます。

なお、不用額は総額で32億8,566万9,623円発生しておりますが、その要因といたしましては、主に災害復旧費の予算執行率が影響しております。

なお、100万円以上の不用額につきましては、決算附表の26ページから33ページにまとめてございますので、歳出での御審議の際に御参照いただければと思います。

以上で決算全体の説明を終わります。

続いて、歳入歳出決算事項別明細書の歳入の説明に移ってまいります。

13ページ、14ページを御覧ください。

1 款町税ですが、収入済額13億6,320万1,664円で決算いたしました。町税全体の収納率は99.2%で、依然として高い収納率を維持しておりますが、収入未済額は1,044万994円となり、前年から170万円ほど増額となっております。

では、次に税目ごとの収入済額の対前年比較について申し上げます。

1 項町民税、対前年マイナス4.2%、2 項固定資産税、対前年プラス1.2%、3 項軽自動車税、対前年プラス0.8%、4 項町たばこ税、対前年プラス4.4%、5 項入湯税、対前年プラス4.0%でございました。このうち2 項の固定資産税及び3 項の軽自動車税は、過去最大値となっております。

15ページ、16ページを御覧ください。

2 款地方譲与税は、冒頭に御説明申し上げたとおり、ほぼ前年並みでございます。

3 款利子割交付金につきましては、額はそれほどではありませんが、率にいたしますと前年比25%の減となっております。これは令和2年から令和3年にかけて定期預金利率の大幅な

下落があったものによるものと思われる。

4 款配当割交付金は前年比47.4%、5 款株式等譲渡所得割交付金は前年比49.2%と、相当の伸びを示しております。こちらについては、明確にこれということは申し上げられませんが、先ほど申しました低金利を受けて株式運用等を行う方が増えたのではないかと考えております。

17ページ、18ページを御覧ください。

6 款法人事業税交付金につきましては、こちらも前年比で62.3%と大きな伸びを示しております。これは県が市町村に対して交付する際の交付率が変更になったものでございまして、今後は、景気動向に大きな変化がなければ安定した動きになるものと思われる。

7 款地方消費税交付金、8 款環境性能割交付金は、冒頭に御説明申し上げたとおりでございます。

9 款地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付されたことに伴い、大幅に増額しております。

10 款地方交付税は、各交付税の収入済額の対前年比較について申し上げます。

普通交付税、対前年2億6,687万円ほど、8.0%ほどになりますが、増額でございます。普通交付税は、地方財政計画の出口ベースにおいて需要が大きくなったことや、地方債の償還に係る財政措置が伸びていることによる増額となっております。

特別交付税、対前年6,397万円ほど、率にいたしますと17.5%ほどの増額でございます。特別交付税は、特殊財政事情の有無によって毎年度変動いたします。令和3年度は、明確にこの額ということはお示しできませんが、新型コロナウイルス感染症対策として増額になったものでございます。なお、収入が一番大きかった年度は震災直後の平成23年度で、交付額は28億3,358万7,000円でございます。

震災復興特別交付税、対前年31億2,226万円、率にいたしますと85.1%の減額。震災復興特別交付税は、平成23年度に創設され、令和3年度までの交付総額は469億7,879万3,000円になっております。

19ページ、20ページを御覧ください。

11 款交通安全対策特別交付金は、冒頭に申し上げたとおりでございます。

次に、12 款分担金及び負担金ですが、款全体の収納率は99.1%、ほぼ前年並の収納率となっております。収入済額の比較では、1 目民生費負担金 2 節児童福祉費負担金が、広域入所等の伸びに伴い、対前年で373万円ほど増収となっております。

収入未済額12万3,600円は、平成27年度以前の滞納分であり、現年度分の新たな収入未済額はございません。

あわせて、21ページ、22ページも御覧ください。

次に、13款使用料及び手数料は、款全体の収納率94.6%であり、1項使用料が92.6%、2項の手数料は前年と同様に100%でございました。収入済額で比較いたしますと、1項の使用料では、1目総務使用料1節総務管理使用料が134万円ほど、2項の手数料では、3目衛生手数料2節清掃手数料が180万円ほどの前年度よりの減額となっております。

なお、収入未済額1,238万500円は、町営住宅使用料及び町営住宅駐車場使用料でございます。内訳は、決算附表の16ページ、17ページ並びに116ページを御参照願いたいと思います。

23ページ、24ページを御覧ください。

14款国庫支出金は、事業の実施内容によって毎年度収入額に大きな差異が生じます。令和3年度の収入済額は、記載のとおり99億970万5,329円で、前年度との比較では21億2,467万円、17.7%ほど減額となりました。

なお、国庫支出金全体で18億9,846万7,000円の収入未済額がございますが、このうちのほとんどは、令和4年度への明許繰越及び事故繰越事業の未収入特定財源となるものでございます。

それでは、確認の意味で各項の対前年比較について申し上げます。

1項国庫負担金、対前年マイナス12.4%、災害復旧事業費負担金の出入りによる結果としての減額というものでございます。

あわせて、25ページから28ページも御覧いただきたいと思います。

2項国庫補助金、対前年マイナス32.4%。国庫補助金減額の要因は、新型コロナウイルス感染症対策に関連する各補助金の増減というものが主たる原因ですが、一例を申し上げますと、令和2年度においては特別定額給付金ということで一律10万円の給付がございました。この事業だけで令和2年度は12億円の国庫補助がありました。

27ページ、28ページを御覧ください。

3項委託金、対前年マイナス3.6%。委託金においてはほぼ前年並みとなりました。

続いて、15款県支出金ですが、国庫支出金と同様に、事業の実施内容によって毎年度収入額に大きな差異が生じます。今年度の収入済額は、記載のとおり9億841万4,853円、前年度との比較では1,549万円、1.7%の減額となりました。

なお、県支出金全体で2億2,025万8,240円の収入未済額がございますが、国庫支出金と同様

に、令和4年度への明許繰越及び事故繰越事業の未収入特定財源となるものでございます。

続いて、各項の対前年比較について申し上げます。

あわせて、29ページから33ページも御覧いただきたいと思っております。

1項県負担金、対前年マイナス22.3%。県負担金の減額の要因としては、1目民生費負担金において、令和2年度に台風19号災害に係る災害救助費繰替支弁として5,560万円ほどの収入があった分が減額になったということでございます。

2項県補助金、対前年プラス79.6%。県補助金の増額の要因は、4目農林水産費県補助金が1億5,148万円、こちらは漁港関係整備事業によるものでございます。

5目商工費県補助金が1億419万円、こちらは新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業によるものでございますが、これによりそれぞれ増額となったことが影響しております。

33ページから36ページを御覧ください。

3項委託金、対前年マイナス84.0%。委託金の減額の要因は、令和2年度まで置いてございました復興費委託金、これは河川工事委託金が主であり、令和2年度は2億6,600万円ほどございましたけれども、この部分が皆減になったということによるものでございます。

次に、16款の財産収入1項財産運用収入は、対前年マイナス7.2%となり、ほぼ前年並みとなりました。

37ページ、38ページを御覧ください。

2項の財産売払収入では、生産物売払収入で約4,360万円、不動産売払収入で約1,450万円の増収となりましたので、対前年ではプラス30.7%となっております。

次に、17款寄附金ですが、1目一般寄附金が112万円の減額、2目総務費寄附金について、ふるさと納税寄附金が前年より2,930万円ほどの増額、震災復興寄附金は358万円ほど減額、まち・ひと・しごと創生寄附金が480万円の減額となりました。

あわせて、39ページ、40ページも御覧ください。

18款繰入金は、前年比で99億8,700万円ほど、率ではマイナス93.7%と激減しております。これは復興事業等の進捗により復興交付金基金の廃止が2年度にございましたので、この基金からの繰入金がなくなったということによるものです。なお、復興交付金事業に要する資金につきましては、全て令和2年度で繰り入れた後に、必要に応じて繰越し等を行っているものでございます。

次に、19款繰越金は、対前年比で11億7,600万円、率で51.6%増額となりました。これは繰越事業に係る明許繰越金が11億1,826万円ほど増額となったことによるものです。

39ページから46ページを御覧ください。

20款諸収入ですが、款全体の収納率は94.2%、収入済額は対前年で31.2%の減額となりました。

各項の対前年比較について申し上げますと、1項延滞金加算金及び過料、対前年比プラス95.0%、2項町預金利子、対前年プラス50.7%、3項貸付金元利収入、収納率は90.3%、対前年はマイナス25.4%、4項雑入、収納率98.0%、対前年マイナス35.8%となりました。

45ページから50ページを御覧ください。

最後に、21款町債ですが、対前年比で1億471万円、10.7%の減額となりました。

町債のうち過疎債の内訳を申し上げます。

46ページ、1目総務債の6,090万円、道の駅建設事業債、2目衛生債のうち1億1,160万円、廃棄物処理事業債、衛生センター整備事業債、4目商工債のうち2,720万円、観光交流促進事業債、5目土木債の7,760万円、小森熊田線改良債、横断1号線改良債、6目消防債の2,350万円、消防車両整備事業債、防火水槽整備事業債、消防団屯所改修事業債、7目教育債のうち、名足小学校施設整備事業債740万円、10目民生債の1,000万円、子ども医療費助成事業債、合計で3億1,820万円でございます。

合併特例債につきましては、48ページ、3目農林水産業債のうち、漁港機能強化事業債4,270万円、石浜漁港整備事業債（繰越分）4,540万円、小田渕漁港整備事業債（繰越分）1,930万円、ばなな漁港整備事業債（繰越分）1,990万円、7目教育債のうち、野球場整備事業債2,840万円で、合計1億5,570万円になります。

また、台風19号等の災害復旧対応として、48ページ最下段から50ページにかけての公共土木施設事業債で1億1,620万円、農林施設事業債4,500万円の合計1億6,120万円が歳入されております。

なお、歳入未済額の5億3,480万円は、令和4年度への明許繰越事業の未収入特定財源となります。

以上で歳入の細部説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者の細部説明が終わりましたので、これより歳入の質疑に入ります。

質疑は、款ごとに区切って行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。

初めに、1款町税、13ページから16ページまでの質疑を行います。ございませんか。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 おはようございます。

町税についてですが、先ほどの細部説明で町税全体の収納率99.2%ということでありました。端的にお伺いして非常に高い収納率は、依然として震災以後、堅調に維持されているのかなと思っておりませんが、一方で、やはり滞納分となりますと非常に著しく収納率は下がってしまうということがあるのかなと思います。ここから見れば、やはり現年度のうちにしっかりと徴収しておくということが非常に大切なのかなということが、行政の皆さんの中では理解いただいていると、分かっているというところが酌み取れるんじゃないかなと思っております。県下ではこの収納率、ランキングがあるわけではないと思いますが、どういう位置にあるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） おはようございます。

委員が御指摘のように、高い収納率というところではありますが、一方で滞納税額が増えているというところでもあります。やはり滞納繰越分が多くなればなるほど、そういった収納率には影響するということになっております。南三陸町が収納率高いと言われておりますが、県下では、今年、昨年度の実績の速報では県下2番目の収納率というところになっておりまして、2年前まではトップというところでありましたが、現在は2位というような状況であります。やはり収納率が低下しているというところによって順位が下がったというところがあります。やはり下がった原因については、滞納繰越額が大きくなっている分、その収納率が低いために全体の収納率を下げたというところになっております。

○委員長（村岡賢一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 どういう努力をするのか、現場での様々な体制があると思いますけれども、なかなかいろいろな事情があると思いますし、お伺いしてもそれに応えていただけない方もいらっしゃるのだろうと推察しますので、なかなかぎりぎりど払いなさいというのは難しいかなと思うんですが、やはり1位から2位になったということがそれほど大きい問題かと言われるとそんなことはないんじゃないかと思っているんですが、だからこそ、滞納されてしまった分を取り返すということは非常に難しいので、それが出ないように努めていくということと、やはり納める側も、それがちゃんと町民の福祉の向上につながっていると、有効に活用されているという実感が持てれば、なかなかその収納率というのもそれに比例して上

がっていくのかなと思っておりますので、そこを考えていくことも同時に必要だろうと思っております。

一方でというか、細かく見てみますと、今年というか令和3年度に関しては、個人町民税の収入未済額、これいつも読み方に悩むんですけども、みさいがくでいいんですか。みすみ、みさい、みさいでいいんですか。じゃあ、以後統一します。収入未済額が少し増えているなど思っております。令和元年度だと140万円ほどだったものが、令和2年度には284万円ほど、今年というか令和3年度は289万円、微増していると。収納率も、収納率に換算すると1%ちょっとなので物すごく気にするところかというところでもないかなと思っておりますが、これの要因、やっぱりコロナの影響というものも多少なりともあるのかなと思っておりますが、どのように考えているのか伺います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） やはり収納率低下につきましては、滞納額を増やさないとというところに力を置かなければならないとは考えております。納める側にとっての環境の変化というのも当然大きいところでもあります。やはりコロナ禍によって思ったような収入が得られないというのも事実であります。一方で、徴収の立場からすると十分に納めていただくような促しであるとか、あるいは適切な滞納処分であるとか、そういったものが行われておれば、そういった額も変化するのではないかと考えております。

これまで滞納税額があまり増えないでいたのにつきましては、やはり経験が豊富な職員が多かったというところがあります。派遣職員でありますとか再任用の職員でありますとか、そういったところが令和3年度におきましてはゼロというような状況にありながらそういった事務に当たったというところも、実は滞納額が増えた点に起因しているところではないかなと考えております。そういったところによって、滞納者に対するアプローチが遅れたり、あるいはそういった滞納額を徴収する機会を逸してしまうというようなところによって滞納額が増えたというところでもありますので、そういった点を改善していくよう努力をしたいと考えております。

○委員長（村岡賢一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 職員の皆さんの個々の技量といいますか人当たりといいますか、そういうものに多少なりとも左右されるというのは現場のことを考えればあり得るかなと思うんですが、やはり、ただ、とはいえ、組織として課としてそういう徴収に当たっていくものだろうと思っておりますし、過去、そういう派遣職員の方で経験豊富な方がいて上手に徴収すると思っております。

か、そのやり方、ノウハウみたいなものが多少なりとも引き継いでいっていただかないとなかなか上がっていかないのかなと思いますので、個人個人の裁量、力量というものに左右されないように組織としてバックアップしていく体制をちゃんとつくっていくということが必要になっていくのかなと思いますので、最後、そのあたり今後どのように考えていくか伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 誠に令和3年度の徴収の体制あるいは課税の体制につきましては、人員が2名減った状態で事務をしなければならないというところに大きな問題もありましたので、そういった点については、人員配置においてまず考え方を変えていかなければならないのかなというところと、やはり徴収の技術というのは一朝一夕には身につくものではないので、そういった技術を継承していく、あるいは今年については宮城県の滞納整理機構に1名職員を派遣していただいております、そこで技術を磨いて帰ってきて町税の徴収に役立てるといふようなところによって、そういった技術の向上に結びつけていければと考えております。

○委員長（村岡賢一君） 及川委員。

○及川幸子委員 おはようございます、及川です。

町税に関して不納欠損額が出ております。去年も、毎年欠損額出ているわけですが、この要因というものを伺いたします。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 不納欠損につきましては、滞納処分の執行停止によるもの、あるいは時効の成立によるもの、こういったところが大きくあります。中でも、徴収できない方に無理やり税を強いるというところについては適切な課税ではないという考えもございまして、そういった執行停止要件に該当する場合については、適切に滞納処分の執行停止をかけまして、それで実際には時効に比べて2年ほど期間が短く不納欠損することに結果となる場合がありますけれども、そういったものも行いながらやっている関係で、不納欠損額というのは毎年発生しているというところになります。

ちなみに、執行停止をかける場合につきましては、財産がないでありますとか、それから生活困窮あるいは所在不明、行方不明になっているというような方については、そういった執行停止をかけております。財産がないという部分につきましては、例えば、破産宣告を受けたであるとか、そういったことによって財産を一度整理されていると、そういった方が該当

するなどというところで限定はされますけれども、その滞納者の状況を的確に判断しまして処分の停止などを行っている状況であります。

○委員長（村岡賢一君） 及川委員。

○及川幸子委員 破産宣告の人はそう多くないと思いますけれども、毎年、不納欠損額が出てくるということはあまり思わしくないかなと思われまますので、今後の対策としてどのような努力されていくのかお伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） なかなかゼロにするというのは難しい状況で、実は南三陸町に住所を置いていた方が転出されてその後こちらに来る機会がないであるとか、そういった場合に、税を置き去りにされていった場合に、なかなか徴収に出向いて滞納税を確保するというのは難しい状況があったりする関係で時効が成立したりというところになります。

ただ、そうなる前にコンタクトを取って徴収を促すというところはやはりやり続けていかなければならないことでありますし、それから、例えば、破産したにつきましても、そこから資力が回復するというところもございますので、それは一旦そういった処分になったからということで徴収をやめるというところではなくて、引き続きそういった資力が回復している状況を見極めながら、再度、徴収、収納あるいは納税を促すというところを実施していきたいと思っております。

○委員長（村岡賢一君） 及川委員。

○及川幸子委員 年に破産宣告されている方は、大体おおよそでよろしいですからどのぐらいあるのか。そしてまた、徴税の担当は窓口業務と一緒にございます。転入転出の仕事もやっているわけなので、そこと連動してそういう滞納が引越ししていくに合わせてどのぐらいあるのか、そういうことも把握して窓口業務とうまくタイアップして不納欠損を起こさない、そういうようなことを考えていってほしいと思うんですけれども、どのぐらいあるのかお伺いします。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 破産宣告を年にどれぐらいの町民の方が受けているかというのはちょっと把握してございませんが、執行停止をかけている件数でいきますと、町民税については5件、固定資産税については3件、軽自動車税については2件というところで、その中にそういったことに該当している方がいらっしゃるというところでもあります。

それから、窓口でそういった滞納者が転出の手続などを取る場合というところについては、

当然に窓口業務担当の者がその方についてはマークして税につなげるというところは事実や
って、これについては震災前から窓口の担当と税担当が連携できるようなのを構築しており
ます。ただ、そこで一旦はつなげましても、そこから先が途絶える場合がありますので、そ
ういったところも定期的に連絡は取っておりますが、なお所在不明、連絡取れないようにな
らない確認方法を取るよう努めていきたいと思っております。

○委員長（村岡賢一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 おはようございます。

まず、固定資産税について伺いたいんですけども、今年度7億500万円ということになっ
ていると思うんですが、そこで伺いたいのは、今後の固定資産の推移とかどのような形
で、昨年、その前の年と少しずつ増えているようなんですけども、その流れの中で今後ど
のような推移か、まず1点伺いたいと思います。

あと2点目は、たばこ税についてなんですけれども、先ほど会計の説明で4.4%の増という
ことですが、これはどのように分析というか、のむ人なのか、それとも、以前聞いたら単価
が上がっていてそれで増収になっているということなんです、そのところを伺いたいと
思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 固定資産税の推移というところですが、今年度、固定資産税が
増額になっている要因といたしましては、調定額ベースにはなりますけれども、まず過年に
新築された住宅が新築して1年、2年、3年ぐらいまでは新築軽減というのがかけられま
す。そういった軽減が期間満了したことによって通常に戻るというところによって増額にな
った分が2,400万円、あるいは新たに家を建てたということによって課税が増えた分が500
万円、それから復興特区などの課税の特例が解除されたことによって1,500万円、それから新
たに償却資産を取得するなどして3,200万円、これが増えた分になっております。

これでいきますと大分大きいんですけども、その反面、やはり減になる要因もありまし
て、経年によって資産価値が下がって3,500万円下がる、あるいは令和3年度に限ってはコロ
ナ減免が3,400万円ほどありましたので、そういったことによって税額が増えたというところ
になります。

その中で、今年度あるいは来年度以降、変わってくる場所はどこかというところではいま
すと、やはりコロナ減免が今年は今の時点ではございませんので、それが増えていく要因に
なるのではないかと。

それから、新築家屋の住宅の軽減についても、やはりこれからもう少し軽減が終了するものも増えてきますので、その分によって増収につながる部分があるのではないかとということも考えられます。

一方で、やはり償却資産などの価値が下がって税額として減る分もあります。そういったところを相殺すると、やや今年度分の税額が二、三年は確保できるのではないかなとは考えております。

それから、たばこ税につきましては、決算書附表の51ページ、一番下のところに、たばこ税の課税状況の表を載せてございます。これでいきますと、本数については2.4%減っているということですが、一方で課税額が4.4%増えている。これが相対していない理由については、その下にありますとおり令和3年10月売渡し分から税率の改正がありまして、これによって1,000本当たり430円増額になっているところがこの増収につながっているところであります。令和3年度の途中から上がっているということでもありますので、その半年分は今年の、昨年度と違うところがあるところを勘案すれば、来年度の本数が同じぐらいであれば同じぐらいの金額になるか、あるいは本数が減ることによって今年度以降は減額になるというような想定はされると思っております。

○委員長（村岡賢一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 大体分かったんですけども、そこで再度伺いたいのは、少しずつ固定資産増えているということで先ほど伺ったんですけども、その答弁の中に新築の分の軽減は分かったんですが、復興の特例の解除という説明があったんですが、今、震災から10年以上たっていて、今後、特例が解除になって大幅にアップというわけじゃないんでしょうけれども、そのところの流れは今後どれぐらいまで続くのか、その点伺いたいと思います。

あとたばこ税に関しては、年度途中で税率が変わったということで分かったんですが、そこで、かつてだと1億円になっていたんですけども、大分9,100万円ということなんですが、そこで伺いたいのは、こういったたばこ税を町内の方はじめ町外から来る方たちも購入すればこういった税収になるんでしょうが、そこで当町においてたばこ税を納めている方たちへの還元というんですか、私、再三こういった場で聞くんですけども、そういったことは望めるのか望めないのか。例えばの話、置ける場所にたばこをのむスペースというんですか、何かそういったやつ等を購入してたばこをのんでいただくということができないのか、伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） まず、固定資産税の復興特区の件については、復興特区の全体の額、例えば、令和2年度ですと約4,800万円ほどあった分が、先ほど申し上げたとおり1,500万円ほど減ったというところで行きますと3分の2ぐらい下がったというところ、これが徐々に減っていくものと考えております。ただ、取得した年によって、経過年数によって減額になる資産が幾らあるかというところが変わってきますので、一概に来年は幾ら、来年は幾らというところはちょっと今出ませんけれども、徐々に減っていくものであると考えます。

それから、残念ながらたばこ税の使途で、あるいは還元でというところについては、なかなか税で考える部分ではございませんで、一般的に考えた場合に、税収を納めた人に還元するかという分については、そういった反対給付があるものでもございませんので、そこは一概に税としては考える必要はないと考えております。

○委員長（村岡賢一君） 暫時、ここで休憩をいたします。

再開は11時20分とします。

午前11時01分 休憩

午前11時19分 再開

○委員長（村岡賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳入1款町税の質疑を続行します。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 固定資産なんですけれども、個人町民税4億3,000万円に対して固定資産7億円、大きな金額です。そこで、先ほど来、推移を聞いてきましたけれども、今後の見通しを再度伺いたいんですが、こういった疫病の状況の中で新しい建物とか新築の家とかそういった動向なり動きのほうをどのように見守っているのか、その点伺いたいと思います。

あとたばこ税に関しては、9,100万円ということで分かったんですけども、そこで昨今、何か愛好者の話によると10月からまた税率が上がるということも伺っていました。そこで先ほども言ったように、町外からコンビニ等で買っても税収になるわけなんですけど、やはり町内で愛煙なさっている方にせめて何かスマートに吸っていただけるような、そういったイベント等でも使えるような雨風をしのげる可動式の喫煙スペースのようなものを、当町では関係人口、交流人口に力を入れているので、そういったことも今後考えていく必要があると思われれますが、その点、課長の答弁になるかどうか分からないんですけども、伺っておきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 固定資産税、建物が新たにどのように建っていく見込みなのかみたいなのかなと思っております。同じく附表のほうに、50ページの一番下に新增築家屋調査の状況というのを数字を載せさせていただいております。これは全て新築とは限らないんですけども、家屋調査に行った棟数を記載しております。令和3年度では41棟を調査したというような内容です。これ前年から比較しますと25棟減っています。さらに、もう1年度前、令和元年度でいきますと当時104棟調査していると。さらに、もう1年前だと134棟調査しているというところていくと、年々減ってきているというところていくと、恐らく震災後に住宅あるいは工場等で再建をする人が徐々に完了して減っていったのではないかなというところを想像しますと、さほど新築は増えていかないのかなというところで考えております。

あとたばこ税につきましては、ちょっと10月から上がるという情報が正確に入っていないので何ともですけども、例えば、加熱式の電子たばこであるとかそういったところが影響を受けるのであれば、例えば、1本幾らという、紙巻きたばこと比較しまして、税率というか換算率というんですけども、そういったものが低いので、その辺が影響して増税につながるのかなというところの、想像で申し訳ないですが、その辺です。

あと残念ながら、税の担当としてはそういった喫煙者のケアのところまでは対応しておりませんので、ちょっと答弁は差し控えたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） たばこ税を納めている方々に有効的に還元をということなんですが、たばこ税、目的税でもございませんし、簡単に言えばゴルフ場の利用税と同じようにいわゆるぜいたく品といいますか、ぜいたくな行為に対して課税しているものでございます。入ってきた財源については、一般財源として用途は限定はされておきませんので、ただ広い意味では、イベントというお話もありましたけれども、そういった中で喫煙所の設置であるとかそういった部分にも恐らく、薄くですが、使われていると思いますし、サンオーレそではまの海水浴場などは禁煙ビーチということもございまして、管理をしている観光協会さんですか、たばこの吸い殻とかないかどうか見回ったりとかそういった部分に広く還元されているものと思いますし、健康被害のことも考えますと、大々的に議員の御提案は御提案として、そういう喫煙ブースを設けた場合の対策といいますか、住民反応も含めて検討しなければならないことかなと思います。

○委員長（村岡賢一君） 三浦委員。

○三浦清人委員 町税であります。昨年度も観光客の誘致あるいは交流人口の拡大という観点で多くの予算が投じられたわけでありまして、その目的といたしましては、やはり来たお客さん方々からお金を下ろしてもらおうという大きな目的があるわけでありましてけれども、そこで外部から入ってきた方々、どれぐらいお金が落ちているのか。そして、町税としてどのぐらい、おおよそでいいですおおよそで、地方税としてはね返ってきているのか、その辺のところをお聞かせいただきたい。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） なかなか観光需要等によってどのように今、町税に影響しているかという分については、なかなかそういう分析まではできかねております。当たらずとも遠からずではないですけれども、税収の根拠、町民税の根拠となる部分については、やはり所得というものをもって課税しております。

やはり所得は、変動するのは収入が上がったり、あるいは制度の変更によってなる場合もありますけれども、昨年度、令和3年度の所得については、同じく附表50ページにありますけれども、総所得金額で2.8%、前年度より増えているという状況ではあります。ただ、この要因としましては、令和2年度と3年度比較しまして、所得の把握の方法で給与所得の控除額が10万円ほど減っている関係で、所得が増えているというところが大きく影響しているというところになります。

そういった要因を取り除いた場合に、やはり営業所得とかそういった部分については下がっているというような状況はあります。ただ、外部からの収入でもってその所得がどう変動したかという因果関係につきましてはなかなか把握できるものではありませんが、そういった営業所得などが下がっているというような状況はあります。

○委員長（村岡賢一君） 三浦委員。

○三浦清人委員 要は、交流人口あるいは観光客の方々が下ろすお金の金額というか、それは分からない、それが町民税としてどうはね返ってきているのかも分からないと。我々は、これからいろいろな予算が出てくると思うんです、観光客の誘致とか交流人口の拡大を目的とした予算が出てくるかと思うんですが、何も分からないのにただ予算ばかりつけるということになってくるといかなものかなという感じをいたしているわけです。

ですから、おおよそでもいいから、おかげでこれぐらい観光客の方々にはお金を下ろしていただいたとか、町としてのこれぐらいの収入があるとか、そういったものを少しでもいいか

らやっぱり出すべきじゃないかなという思いでおります。その辺どうでしょう。これからの考え方、分からないで済ませられるものなのかということです。これから予算つけるのにおいて、いろいろな事業が出てくるでしょうから、何を根拠に予算をつけて、何を根拠に我々議決したらいいのか分からなくなってくる。さっぱりお金にもならないものにただ投資すればいいという問題ではないと、議会として、議員としてはそう考えておりますので、何かいい工夫がないものですか。それを発表しろというわけでもないし、何々株式会社が幾らもうけたんだと聞いているわけではないんです。いいんです、商売ですからもうけてもらいたいわけ。ここにあの商店が何ぼ今年はまだろうと言っているわけじゃないから、聞いているわけじゃない。全体として、町として町税としてこれぐらい上がりましたよというぐらいはやはり調査するべきじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 一応、町民税務課といたしましては、そういった業種ごとの区別をしながら細部にわたって調査しているところではありませんで、例えば、今、申し上げたとおり事業所得であるとか、あるいは給与所得であるとか、そういったものの全体の動向、そういったものを捉えて予算に反映させていただいております。

法人町民税につきましても、実は法人税の申告の多寡によってそこは変動するということは認識しております。ただ、やはり業種別に区分して統計取ってもなかなか変化が現れにくい。そういったところもあって、今、観光事業として幾ら上がっているのか下がっているのかという部分については、実際には、法人の場合ですと主となる事業という観点で捉えますので、主でない副があったり、それが観光事業であったりというところがありますので、一概にそういった分析までできないという事情があります。

ただ、法人税がどのようになっているかについては分析しているつもりであります。それについては、税率が変更になって税収が下がっている、あるいは決算の状況が前年度と比較して上がっているのか下がっているのか、そういったものまでは分析しているつもりであります。

○委員長（村岡賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 税収の内容の把握というところはないんですけれども、商工観光課のほうで観光客の消費額というところで付け加えさせていただきたいんですけれども、一般的に観光客の観光消費額は、県が示す統計の、例えば、日帰り客は平均的にどのぐらい使うという金額を基に試算をしているのがありますけれども、それに南三陸町では、町

内の観光客のアンケートやそういった動向を見ながら、平均的に日帰りのお客様ですと2,000円から4,000円の範囲内で消費をされているということがございますので、附表の104ページに昨年度実績で出させていただいている令和3年の観光客数ですと79万7,895人となっております。単純計算ではあるんですけども、おおむねこの日帰りのお客様が平均して2,500円程度この町で消費をされるというような試算をもって、様々施策を進めているところでございます。

○委員長（村岡賢一君） 三浦委員。

○三浦清人委員 以前、どなたでしたか、交流人口は何人いると町民1人当たりぐらいに値するというようなお話もされたところもあるんですけども、それだって交流人口の方々は固定資産税を納めるわけでもないし、あるいは住民税を納めるわけでもない。何を根拠にそういう数字が出てくるのかなと常々思っていたんですけども、それはそれとしまして、今、商工観光課長お話しのように県のほうで大体2,000円とか2,500円とか、それだって根拠というか難しいと思うんですよね。私どもは、この町にお金が入ってくるようにするためにいろいろな予算を計上してやってきているわけなので、それが、おおよそでいいから、これぐらい収入がありましたよというぐらいの把握だけは、俺はしておかなきゃいけないのではないのかなという思いはしているんですけども、税務課長が分からないのであれば、どなたか分かる人がいれば、総務課長は分かるの。どのようにすれば把握できるのか、何かいい案を教えてください。そこでただ座っていないで。どうです。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） なかなか統計上の数値でしか経済効果とは言えない、はじき出すものはないかと思いますが、ダイレクトに、仮に会社をそういう調べ方をしたとしても、観光客というカテゴリーの中で判断するというのは結構難しいんじゃないかなと思います。会社そのものが物販とかで逆にインターネットで物を卸したりとか、非常に細かく協力していただかないと、実際の数字というのははじけることはちょっと難しいのかなと思います。有効な統計数値を使いながらはじき出して施策に展開していきたいと思っています。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、1款町税の質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から9款地方特例交付金まで、15ページから18ページまでの質疑を行います。ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、2款地方譲与税から9款地方特例交付金までの質疑を終わります。

次に、10款地方交付税、17ページ、18ページまでの質疑を行います。それでは、質疑に入ります。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 10款地方交付税ですけれども、総括的質疑の際にも依存財源、独自財源はどうなんだという話をしたときに、国から入ってくるお金、非常に町の中では有効活用していかなければいけない財源としてこの地方交付税も重要なものであると思います。また、震災があって震災特交の増減がずっと続いていたのでなかなか正確に見ていくことは難しかったかなと思っているんですが、令和3年度の決算において見ると、普通交付税と特別交付税が増額されております。令和2年度と比べて8%、それから17.5%、総額で3億2,000万円ぐらいになるんでしょうか。財政需要額が、人口も減ってきていて町自体は小さくなっていつているのに普通交付税が増えるこのからくりといいますか不思議をちょっとお伺いしたいなと思っています。コロナ関連で特別な手当があったのかなと推測すると、そうでもないというようなお話なので、震災特交ががつんと31億円減るとするのはそれはそうだよなと思っていますけれども、地方交付税全体としては減っているんですが、普通交付税と特別交付税に限って見たら逆に伸びていると。ここをどのように分析しているのかということをお伺いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 普通交付税、特別交付税、分けて御説明いたしますが、普通交付税については、基準財政需要額、収入額という部分ではなくて、令和3年度から、国等の報道でもありますとおり地域のデジタル化を推進しましょうという動きが活発になってきた年度でもございます。そういったことで地域デジタル社会推進費という新たな費目が創設されて、それにより大幅に増えたようでございます。

もう一方で、人口急減補正というものが、震災後、国のほうで配慮いただきながら行われてきて、令和2年度で一旦終わりという状況下にありましたが、国のほうで、そこで切るといふ部分については特段の配慮をお願いしたいということで、関係自治体、働きかけを行いまして、その人口急減補正というものが継続して行われているという部分もマイナスにならない要因という形にはなっております。

特別交付税、先ほどコロナ関係というお話を会計管理者が申し上げましたが、直接的に特別な財政事情に応じて交付されるものなんですが、病院の先般の9月の補正予算、先般の補正予算でも可決いただきましたけれども、4,000万円の補正、特別交付税措置分を増額した補正予算を提出していただきました。昨年度も、年度途中でコロナ禍における地域医療の確保

対策にということで特別交付税の算定の基準の1床当たりの単価が30%増額となって、昨年度も4,000万円、この部分だけでも押し上げているという状況ですので、今日、事務長おりませんが、病院の決算においてもその4,000万円が大きく影響した決算になっているのかなと思います。

○委員長（村岡賢一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 財源の関係から見ますと、入ってきたものにひもがついているかどうかというところも非常に重要なと思うんです。要は、使わなきゃいけない事業があるからその分は国が持っていきますよという話なら、町の上空といいますか国から入ってきたお金がそのまま目的に使われるということなので、町の財政もしくは財源、いろいろな事業を行うための財源として使途が決まっているという話になると、あまり効果というか町独自の政策を打っていけないということになると思いますので、令和3年度の普通交付税が増えた分、デジタル化とか、もちろんそれに使うという建前といいますか、それに使うためのお金ですよとって入ってくるとは思いますが、有効活用していくためにはひもがついているかどうかというところが重要なと思うんですけれども、令和3年度はどのような状況だったんでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） いろいろマイナンバー関連につきましては、その都度、国の補助事業とかで対応しているところでございまして、どちらかというと町の基幹システム、いわゆる住民情報システムとかそういったものが今度全国的にクラウド化されるということで、共通のシステムになっていく、その前段階の準備行為などに対して費用として使われているという状況下にあると思います。

○委員長（村岡賢一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 ここ数年、ずっと地方交付税減るよねと、人口も減っているし、震災でぐんと減った部分、それは急減補正があるんだと、それはお願いして。ただ、とはいえ、その補正も期限があるでしょうし、やっぱり人口規模に見合った地方交付税の額に落ちついていくんだろうと、その見通しは大丈夫ですか大丈夫ですかとここ何年かずっと聞き続けていて、やっぱり年明けてみないと分かりませんみたいな部分があって、今回は、令和3年度に限って言えば、むしろ減るどころか増えていると。これは町としては歓迎すべき状況だろうと思いますけれども、この先です。決算ですのであまり先のことを言ってもしょうがないんですが、やっぱり見通しというものは必要かなと思いますので、これが急減補正が終わったり、

またそのデジタル化の部分で入ってこなくなったりということになれば、ここの部分の財源を当てにできない時期もいずれ来るのかなと思いますので、そのあたりどのように注視しているのかお伺いして終わりにしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 地方交付税の今後の見込みということなのですが、特別交付税につきましては特別な財政事情に基づいて国から交付されるものですので、普通交付税という観点でお話しさせていただきますと、先ほど人口の急減補正という1つのツールがありますけれども、令和3年度からまた段階的に減っていきますので、普通交付税が町としてこれ以上増えていくという部分はなかなか考えられないと。人口減少とともに、それぞれ交付税を算出する際にいろいろな形で人口とかが反映されていきますので、今後については決して明るい見通しではないのかなと思っております。

ただ、国の臨時財政対策債の関係もございまして一概にちょっと言えませんが、地方債もいわゆる普通交付税の何か先払いといいますか、町が借りて、それは全額、基準財政需要額に反映されると、色を変えれば交付税と同じものでございまして国のほうでそのバランスも見ながら、一気に減らすということは多分ないと思うんですが、少しでも臨時財政対策債を圧縮させて本来の地方交付税、普通交付税に戻していくという考え方が示されておりますが、政権の流動性もございまして一概には言えませんが、いずれ、あまり明るい見通しというものは、プラスになっていく要因というのはなかなか考えられないのかなと、現時点ではそう思っております。

○委員長（村岡賢一君） 三浦委員。

○三浦清人委員 前者もお話がありましたように、今後の見通しが一番我が町としては心配するところであります。いろいろな交付の対象といいますか算定基準といいますか、いろいろ変わってくるのかなという思いもしておりますけれども、要は、人口あるいは様々な算定基準があるわけですが、その中にも町道の長さというのものもあるわけですね。ですから、私が何度も言うように寄附をもらって町道に登記をしないと、これは交付税の算定基準になりませんので、一日も早くやってほしいということをお話しているんですが、なかなか進まない。もう何年たっても進まないところもあるので、それはやっぱり今後の財政の問題もありますので早急に対応していただかないとうまくないのかなという感じがいたしております。

それから、今年のように事業を行わないでお金が余って基金に積立てして、宮城県一だなんて喜んでいるような状態ではないわけです、事業をしていないんですから。そういう基金の

割合によっても交付税算定に影響がないのかどうかという心配もしているんです。お金のあるところにやる必要はないんじゃないかというようなことになってくると大変だなと思ってはいるんですけれども、その辺の見通しなどはどのように考えておりますか。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 基金があるということで、先般の健全化判断比率の中でも将来負担比率がハイフン表記だったということで、その基金の大きさといいますかボリュームに応じて交付税で算定される部分はないのかなと思います。

ただ、基金もためるためのものが基金ではございませんので、運用するという部分が本来の目的であろうと思いますので、今後、財調はあれですけれども、例えば、公共施設管理基金の在り方とかそういったものは内々に検討はしているところでございます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 1点だけ伺いたいと思います。

震災復興の分が今年度も減ったわけですけれども、こういった震災復興分というのはどれぐらいになったらゼロというか、なると、そういう見通し等がお分かりでしたら伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 分かりやすく言えば、東日本大震災による事業が完了していろいろな事業の精算が済んだ後となるかと思います。本町の場合、その都度、交付税部分の過不足について常に毎年度数回に分けて整理をしておりますので、そんなに尾を引くようなことはないと思いますが、いわゆる災害復旧事業、今年度で防潮堤が終わりますけれども、そういったものの精算が済んだ後にこの震災特交はなくなるものと思います。

○委員長（村岡賢一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今の説明で大体分かったんですけれども、そうするとあと一、二年、どのような形で見ているのか、もうちょっと詳しく伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 一、二年、2年か3年ぐらいにはなるかと思いますが、いずれ近い将来に整理がなされると見込んでおります。

○委員長（村岡賢一君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、10款地方交付税の質疑を終わります。

次に、11款交通安全対策特別交付金から13款使用料及び手数料まで、19ページから22ページ

までの質疑を行います。ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、11款交通安全対策特別交付金から13款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、14款国庫支出金及び15款県支出金、23ページから36ページまでの質疑を行います。ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、14款国庫支出金及び15款県支出金の質疑を終わります。

次に、16款財産収入から21款町債まで、35ページから50ページまでの質疑を行います。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 3件になるかなと思いますが、お伺いします。

まず、ページごとに行きますか。36ページに、これは16款財産収入の財産貸付収入の部分で不納欠損額3万8,236円というのがあるんです。付表の16ページ、17ページ等を見ますと、土地貸付収入で不納欠損だと。調定額6万3,280円のうちの2万5,000円は収入済みで残りは不納欠損だということなんですけれども、ここの不納欠損に至った経緯、どこがどうなってこうなったのかというお話をちょっと伺いたいと思いますので、まずそこが1点目です。

それから、2点目は、その下、36ページの下段に利子及び配当金ということで各基金の利子がずらっと出てまいります。ここで出てくる利子の金額と、付表の10ページ、11ページとかの基金のところがあるんですけれども、そこで出てくる利子の額と全然違うんです。これ何でしたっけという話を確認の意味でしたいと思います。

それから、もう一つは、次のページ行きますして決算書37、38ページ、17款の寄附金があります。まち・ひと・しごと創生寄附金330万円、決算でありまして、令和2年度と比べると大分落ちていると。企業版ふるさと納税ということだと思うんですけれども、少ないなと思っております。振るわなかった要因をお伺いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、まず1点目、36ページの財産貸付収入の不納欠損額についてですが、こちらは昨年12月会議において、議案第54号で権利の放棄ということで御決定を賜っております株式会社エムテックの破産に関わる分の不納欠損ということで処理をさせていただいた内容となっております。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（菅原義明君） それでは、2点目に御質問がございました利子について御説明申し上げます。

これについては、昨年の決算の際に若干御説明をさしあげたかと思うんですけども、昨年、この利子と申しますのは預金についての利子ですので、当然、歳入されるんですけども、去年の決算の段階において一般会計として歳入はしているんですが、それは歳入したものを、3月以降といいますか4月以降になったんですけども、それを出納整理期間において会計に入れているので、決算書には利子として出てまいりました。

ただ、基金に入ったものは基金に積み立てます。基金というのは出納整理期間がございませんので、3月31日をもって締め切られるということで、実は昨年の基金の付表のほうには利息がほぼない状態で計上されてございました。今年度は2か年分を積み立てるといって、当然、それ以前に基金本体には積み立てておりますけれども、決算書に表れてくる数字としては2か年分のこととなります。

具体的に申し上げますと、例えば、財政調整基金、今年度は5万9,973円、36ページで計上されてございます。昨年度、令和2年の決算の同じところでは36万9,690円計上されてございますので、これを合算いたしますと、付表10ページの一番上にごございます基金利子49万2,663円になるという、これの他の基金も全てそういう形での繰り返しということになります。

なかなかちょっと昨年のもので引っ張り出すような形の御説明になりまして申し訳ございませんでした。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 3点目の御質問になります。

まち・ひと・しごと創生基金の寄附状況ということでございますが、前年が810万円ほどございましたので、単純比較しますと、比較では6割ぐらい減少したということになります。大きくはコロナの影響と言ってしまうとどうかと思うんですが、当然、こちらからそういう御案内をする機会というのは、例えば、直接企業さんを訪問させていただいて御相談をさせていただく機会というのは、前年度に比べれば大分減っているというのは確かでございますし、また、そのあおりを受けまして、各企業さんにおいても業績の関係もございましてなかなか大きく御寄附いただけるというところまでは至らなかったと現状を見ているところでございます。

○委員長（村岡賢一君） ここで昼食のため休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時08分 再開

○委員長（村岡賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳入の質疑を続行します。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 では、2回目の質疑ということになるかなと思います。

1点目、不納欠損については、何の件だったかなと私も記憶を遡ってもうちよつと調査すればよかったんですが、12月にお話した件だということでも分かりました。どうしても決算に不納欠損と出てくると何とかならなかったのかという話にどうしてもなってしまうんですが、相手もあつてのことですから、制度基準に従ってしっかりと正規の手続を踏んでいくということがなお重要なんだろうなと思いますので、そのあたりは今後もよろしくお願ひしたいなと思います。

2点目の話はちょっと先ほどというか、ここから広げていきたいのでちょっと置いておいて、3点目の企業版ふるさと納税につきましては、今ちょっと確認したんですけれども、業務委託をして企業版ふるさと納税が集まった額、寄附いただいたものの多寡によって委託料も増減していくというような取組が行われていたかと思います。令和3年度の決算なので、それについてはそこへの委託はまだだということだったので、今後、企業版ふるさと納税も、総括的質疑から財源をいろいろなところから引っ張ってこなければいけないよねという話をしています。企業版ふるさと納税もその1つ、重要な財源だと思いますので、今後の取組として委託する前よりも委託した後のほうが寄附が集まるようになってほしいなと思いますが、現状どのような状況なのか感触をお伺ひしたいと思います。

2点目は、利子について聞きました。2か年分が今回の決算には計上されているということでした。1つ確認するのは、令和2年度の決算が正規ではなかったというか、令和2年度の基金利子を計上しないというやり方のほうが間違っていて、令和3年度のように、毎年、基金に積み立てていくという決算書の作り方が正規であるということでのいいかの確認。だから、今後、令和4年度も5年度も、今年2か年分ですが、毎年ちゃんと計上されるという事務手続を今後は踏んでいくのか、それで合っているのかどうかということです。それをまず1つ確認したいと思います。

加えて、附表の10ページから13ページまで、各種基金の状況が記載されております。これについて質疑させていただきたいと思うんですが、まず端的に言って、動いていない基金というのでも幾つかあるように見受けられます。一応、私が議員になってから8年分振り返ってみました。遡ってみました。そうすると、全部議論しても時間が足りないので番号で言うと、

6番、地域福祉基金、それから7番、漁港施設用地環境整備基金、それから後ろのほう16番、高額療養費等貸付基金、そして最後、18番、土地開発基金というものがあるんですが、6番の地域福祉基金に関しては、平成26年度から全く動いておりませんでした。7番の漁港施設用地環境整備基金に関しては令和元年度に一度使用している、繰出しをしているんですけども、それ以外8年間で一度だけです、その一度だけ。16番の高額療養費等貸付基金に関しては、平成26年度に一度20万円ほど動いているんですが、それ以来動いていない。18番の土地開発基金に関しては、平成29年に、表の中には上が現金で下が土地と書いていますけれども、この土地の部分が処分されていてゼロになっているという動き以外、これらの基金に関しては、毎年、活用しているという方向にはなっていないようです。

もちろん、基金というのは条例があって設置されているので、その使用の目的というものは決定されているもの、条例を変えない限りはそれ以外のものに使ってはいけないと、これは当然だと思うんですが、ただ町の予算の中で1,000万円、3,000万円、これ金額合計すると、ざっとただ足しただけですけども、2億3,349万6,065円とかそういう額になるんです。これが動かずに固まっているというのはいかがなものかという意見も、これはあって当然なのかなと思っておりますので、今後、この決算でこういったものがしっかり提示されていますので、その在り方について検討していくことも必要なのではないかなと思ってはいるんですが、そういったお考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まず、1点目の企業版ふるさと納税の今後ということでございます。委員お尋ねのとおり、昨年度から、企業版ふるさと納税につきましては、南三陸未来チャレンジと銘打ちまして、企業の社会貢献事業と南三陸町が目指す地域課題の解決を一緒に取り組みませんかというような方向性で御協力をいただける企業の募集を開始させていただいているところでございます。

まだ残念ながらこれの実績というのがないということでございまして、予算のときにも御議論いただいたんですけども、こちらにつきましては、成功報酬的に実績が上がれば仲介をしていただいた委託業者に委託料をお支払いするという仕組みになってございます。現在のところ、令和4年に入りましても現時点ではその実績がないということになりますので、いろいろ先ほども言いましたコロナも含めて企業側の事情もあろうと思いますが、こちらも早急に収入を確保するというような部分も当然あると思いますので、そこはもう一度内容等も確認しながら、できれば積極的に進めていきたいなと考えております。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（菅原義明君） それでは、2点目の決算の調整として適正だったのかということなんですけれども、決算の調整としては、どちらも適正といいますか、どちらが間違いということではございませんで、分かりにくいという点では委員御指摘のとおりだと思います。

令和2年度については、どうしても3月31日までに基金への積立てがなされなかったもので、決算のつくりとしては利息を含めないで決算にお出しをしたと。ただし、その後、直ちに実際のお金は基金のほうに積立てをしております。

ただ、冒頭に御指摘ございましたとおり、附表と決算書が合わないと。これはやはり見た感じ非常に合っていないんじゃないのかという疑義を持たれますので、今後の取扱いとしては、基本的にはここを合致しますように3月内に利息については基金に積立てを行う方向でやっておりますし、現在、今年度はそのようにいたしました。

それから、あと続けて御質問のありました基金なんですけれども、預かっている側からまずは申し上げますと、それぞれ基金には、もちろん動きが見えないといいますか表立って動きがないものもございます。長い間積み立てると、例えば、公共施設維持管理基金のように将来に使うことに備えてひたすら積んでいくというものもございます。

今、御指摘のありましたその4基金、ちょっと経緯等も含めて知っている部分だけちょっとお話しさせていただければ、地域福祉基金については、たしか平成の1桁台だと思いましたが、今後の地域福祉のお金にするようにということで、果実運用型を目指して国から交付税措置されたものを積み立ててつくった基金です。ただ、その後、とても果実運用ができるような金利状態ではなくなりましたので、取崩しでの活用も可という中で、今、これくらいの残高が残っているというところです。ただ、委員もおっしゃられておりましたけれども、使途目的があって交付されたものですので、それに合致したような使い方であるならば、今後、検討はされるべきなのかなとは思っております。

あと例えば、高額な資金については、当然、貸付け対象者が出ることを想定してあるというものでございますし、また土地開発基金についても、大規模な土地取得を予定するという中で活用がなされていく基金だと理解をしておりますので、これらについても政策と連動していくのかなと思ってございます。

○委員長（村岡賢一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 基金一つ一つ議論していくと時間が足りないので、ざっとというか全体的に

ということになると思いますが、もちろん一般財源化して何にでも使えますよという使い道はあまり適当ではないのかなということに対して理解は示すんですけども、先ほど来、その財源を今後どうしていくのか、人口が減っていく中で南三陸町が南三陸町として生き残っていくために、やはり使えるもの、先立つものは必要ですので、使えるお金は有効に活用していくということは検討せざるを得ないと思っておりますので、今後、議論していただきたいと思いますと思っております。

例えば、地域福祉基金に関して言えば、その果実運用、要は金利でもうかった分を事業に充てるというような運用の仕方なのかなと思っておりますが、来年度にでも急に金利が爆上がりしてその果実が手にできるならこのままでもいいかなと思うんですが、そうでもない。一方で、高齢者医療であったり高齢者福祉に振り向ける財源というのはどんどん過不足になっていって、保険料率であるとか税率であるとかは上げざるを得ないようなところまで検討しているということであれば、やっぱりこれは取り崩したり一般財源に組み入れたり、その中で高齢者福祉に使えますよという事業に充てるとかいう柔軟な考え方も必要になっていくと思えます。

漁港施設用地に関しては、ちょっと何に使われたのかちょっと私も調べ切れなかったんですけども、条例を読みますと、志津川漁港及び波伝谷漁港の施設用地への企業立地の促進及び周辺水域の環境施策を推進するため設置するとされているんです。志津川漁港と波伝谷漁港だけなんです。それは恐らく設置当時の何か思惑があったんだと思いますが、このあたりも含めて条例改正なり用途に関しては考えていく必要があるかなと思っております。

高額療養費等の貸付基金に関して言えば、これはちょっと答弁いただきたいんですけども、高額療養費がかかる、即座にちょっと一時的な支払いができないという方に対して貸しますよというための資金、財源に充てる部分だと認識しているんですけども、これは制度として当然必要だと思うんです。ただ、8年間で20万円しか動いていないということを考えれば、条例には1,700万円基金として積むと書いてあるんですけども、本当にそれ必要なかというところをちょっと疑問に思ってしまうので、例えば、積立額を見直すとかそういったことは検討できるのではないかなと思えますし、高額療養費で立替え払いが必要な方に対しての周知がもうちょっとしっかり行き届いていないがゆえにこの基金が使われていないのではと思った次第でありますので、そのあたり、どのような実態になっているのか伺いたいと思えます。

それから、最後の土地開発基金に関しては、これも条例を読みますと、公用もしくは公共用

に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために設置されるとなっております。想定される使われ方としては、まさに震災のときの話ではと。震災のときに、そういう用地を手に入れて、そこを事業用地とするなり今後の復興のために充てるためにこそ、この基金が使われるべきだったのかなと思うんですが、ちょっと私も平成23年、24年、25年のあたり議員じゃなかったので分からない部分あるんですけども、震災のときにもし使っていないなら、もうあといつ使うんだという思いがあります。ちゃんと使ったんだよということであればそれでいいんですけども、今後、台風19号の災害のときも使いませんでした。そういう自然災害で何かそういう土地絡みでお金が必要になるという場合は、震災後、これまでも幾つかあったと思うんですが、この基金の話は私の記憶では1回も出てきたことはないんです。なので、その使われ方、本当にこれただ置いておいていいのという疑問があるんですけども、そのあたりお答えいただければ、お答えをいただきたいなと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 高額療養費等貸付基金につきましては、委員御指摘のように、貸付け実績がここ数年ないというところにつきましては、1つには限度額適用ということで、高額療養費に該当するような費用がかかった場合に、その高額療養費の分を含めて保険者に医療機関が請求するというので、最低限、被保険者が負担する分にとどまっている、改めて高額療養費を支給することがないような制度がひとつ動いているというところがあります。

ただし、これにつきましては、そういった限度額適用によって高額療養費を自動的に保険者へ請求するということができる医療機関に限られることとなりますので、それが無い病院にかかって、一旦、被保険者が医療費を払ってしまうときに、お金が手元がないというときには借りるということはある話であると思います。

周知が少ないのではないかという点については、むしろ、今、大多分が医療機関で高額療養費も含めて保険者に請求するというシステムを導入している関係上、それを使ってまで、貸付けを使ってまでという被保険者はいないという実情ではあります。ここ数年、起きていない実態に鑑みれば、その積立高が1,700万円必要かという分については、今後検討したいと思っています。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 漁港施設の用地環境整備基金の関係で御質問ございました。

委員がおっしゃったとおり、志津川漁港と波伝谷漁港の環境整備という中での今後の企業誘致のための基金でございますけれども、まず志津川漁港、旭ヶ浦に今加工用施設がございます。波伝谷に関しましては、漁港の前が町有地になっていて広い土地があるという中で、企業誘致の場所として適切であろうということで、この基金で整備をするという流れでございます。志津川漁港は塩水の施設もございます。元年に支出をしているんですけれども、ちょっと手元に詳しい資料が今ないんですけれども、たしか波伝谷漁港の震災後にあそこの前の区画を整備しようという中で、道路とか通路を付け替えたという工事で支出したと記憶しております。

今後とも、この企業誘致に関しましてはこの2つの漁港を中心に展開してまいりたいと考えています。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 土地開発基金につきましては、実は震災のときに一度計上した記憶がございます、住宅、防集団地の先行取得という形で計上したことがございます。その土地については、残念ながら議会で否決になりまして開発基金を使うことはございませんでした。その後、所有者から寄附をいただきましたので、そのときに開発基金を使わなくても逆に済んでしまったといったような経緯もございます。

ただ、今、そういった大規模な震災があった上では恐らく有効的な基金であったんだろうと思いますが、一定の整理もほかの基金も踏まえて含めて必要なのかなと思いますし、先ほど11番三浦委員の御質問だと思うんですが、公共施設管理基金、維持管理基金ですか、家賃の低廉化事業の補助金をここに積み立てて、将来の公共施設の維持管理費という部分での目的で基金化してございますが、ほかの自治体も同様の基金化をしておりますが、一、二年前からですか、一財として取り扱っている団体もありますが、そこは起債をしなかった以外の自治体の、国も含めて感情論というものもございますので、ある程度は公共施設なり災害公営住宅のいわゆる寿命が来たあたりの部分に使うのが筋かなと思いますので、ただ、当町の公債費を圧迫しているのも、実はそのとき借り入れた災害公営の建設のための起債でございますので、現在の基金条例ではできませんが、趣旨を少し変えて条例の改正なども図りながら償還をすると、一括で償還してしまうといったようなことも内々では考えております。

ただ、それにつけても、将来的に次の世代にどこまでのお金を必要とするのかというところのシミュレーションを一定程度描いた上での対応となるかと思います。いずれ、全基金とも、その目的の部分については一旦考え方を整理する必要があるという認識でございます。

○委員長（村岡賢一君） 須藤委員。

○須藤清孝委員 1点ほどお伺いします。37ページ、寄附金ですけれども、ふるさと納税のことについてお伺いします。

2年度途中あたりから見直しとかかけて、3年度予算で目標あたりを3,500万円ぐらいと設定して予算立てたと思うんですけれども、決算なので実績で申しますと、前年度、2年度と比べても大きく結果、数字的には実績を残したと思うんですけれども、この辺の要因をお聞かせください。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） ふるさと納税につきましては、令和2年度の途中からその業務を委託業務として行っておりまして、いわゆる納税をいただける皆さんが、今はほぼウェブサイトを通じるということになるんですけれども、そちらを広く取り扱っている業者さんに委託をさせていただいて取組を進めさせていただいているという状況でございます。この結果、ポータルサイトといいますけれども、入り口となるサイトの数も増えまして、中でも楽天というサイトが一番大きな入り口に今なっているんですけれども、こちらを活用することによりまして結果的にふるさと納税額が大分増えてきているということでございまして、今、委員おっしゃるとおり、令和2年度と比較いたしましても金額で倍ぐらいの状況になっているということでございますので、このまま順調に推移していくように我々も、当然、納税される皆さんはそれの返礼品というところにもやはり魅力を感じていらっしゃるという部分もありますので、地域をPRしていくという観点でも、そういった部分にも力を入れながら今後とも取り組んでまいりたいと考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 1点お伺いします。

ページ数が36ページの財産収入の中の土地貸付収入でございます。この中で土地貸付収入が4,602万円ほど計上になっております。昨年と比較すれば100万円ほど少なくなっておりますけれども、防集団地の貸付料が主な金額でないかなと思われましてけれども、その中で貸付収入の人数はどのぐらいあるのか。

というのは、震災から11年たってしまして、借りた人が高齢者の場合ですとかなり高齢になっているわけです。私もその1人なんですけれども、当時は相続の人、当時借りたとき、自分が20年も30年も生きられないからどうなんですかという場合、相続になると言われたんですけれども、その辺、11年も過ぎて国からの指導や変更そのもの、そういう通達やら何かあ

ったのかないのか、その辺、詳しく御説明願います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、土地貸付収入のうちの防集団地の貸付けに係る分につきましては、408件で総額は2,000万円ほどとなりますので、計上されている金額の半分近くということになってございます。おかげさまで、現在は順調に納付をいただいているという状況でございまして、委員お尋ねのこの11年間のあたりに取扱いの変更があるのかということなんですが、現状として取扱いに変更はございませんので、これまでと同様ということで、今相続のお話がありました、それも同様の扱いということになってございます。

○委員長（村岡賢一君） 及川委員。

○及川幸子委員 そうすると、例えば、相続人がいれば問題ないんですけども、いないとかそういう場合どのようになるのか。その辺の今後の町民へのPRなどどうしていくのか。高齢になるとそういうことまで考えていかなきゃいけないので、どうお考えになっているのか伺いたします。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） いずれ、10年というか、これから進めば及川委員のお尋ねのようなケースも多分増えてくるということがありますので、時期を見ながら、こちらからもそういう周知活動というのはしていきたいと思っております。ですので、一概に全て一律こうですとなかなか言いかねる部分があるので、それは当然、お住まいになっている皆さんのそれぞれの事情が違うということもありますので、そこは個々個別にきちんと丁寧に対応を今後させていただきたいと思っておりますけれども、おっしゃるとおり全体的な制度のもしかすると認識も少しずつだんだん薄れていく可能性はありますので、そこは時期を見ながら、こういう扱いになっていますよということは広報紙などを通じてお知らせをしていきたいと思っております。

○委員長（村岡賢一君） 及川委員。

○及川幸子委員 やっぱその辺、課長は今丁寧というお言葉を使いましたけれども、やはり、年取って10年はいっときなんです。だから、相続者がいればこれは問題ないんですけども、そういう高齢者のところの人は、やっぱりそれなりのことも考えて相続人がいなければどうするかというようなことで悩んでいる人たちもいると思っておりますので、そこを丁寧に時間をかけないで周知していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（村岡賢一君） ほかに質疑ありませんか。伊藤委員。

○伊藤 俊委員 それでは、私のほうからは2点ほどお伺いいたします。

まず1点目が、ページは38ページの17款寄附金の部分、前委員も質問しましたが、ふるさと納税の寄附金についてお伺いいたします。

ちょっと今のやりとりの中で、もちろん大きく伸ばした部分でもありますし、考え方ですとか企画の内容によっては、また今後制度が続く限りは伸ばせたり、でも努力しなかったら伸ばせなかったりという部分がこのふるさと納税の部分かなとは思いますが、現在、ウェブのほうが中心であると思います。現在、4つのチャンネルで、先ほど楽天のサイトのほうが一番大きいということも伺ったんですが、現状、この4つのチャンネルを拡大する方向なのか、または現状でもこのまま十分にやっていけるのか、収入という部分でどういうふうを考えているか、ちょっとこの点をまずお聞きしたいと思います。

2つ目が、ページは42ページになります。

諸収入の款の項は貸付金元利収入というところで、ちょっと気になったのでお聞きしたいと思います。災害援護資金貸付金の部分でございますが、この収入未済額というのが、これで見ると1,144万円ほどになっております。ちょっとこれを昨年のベースでいくと、昨年までは付表を見ると17ページの329万3,574円が収入未済額となっており、令和3年度でいきなり814万円、貸付けした額も当然コロナの影響あってかかなり増えていらっしゃるのかなとは思いますが、同時に返ってこないというか未済の部分が非常に大きいなと感じる部分がありますので、この点がちょっとどうなっているのか、現状をお聞かせいただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 今後の入り口と拡大はということでございますので、当然にそこについても検討はしていきたいと思っております。当然に今、間口が広まれば御要望いただける件数も増えていくんだろうと思います。当然、そこには先ほども言いましたが、返礼品ということになりますので、今度は受け側の体制をきちんと整備していかない限りはなかなか釣合いが取れていかないんだろうと思います。危惧の申入れをいただいたんですけども、返礼品が届くまでに一定以上の期間がかかってしまうなどというケースが多分想定されるんだと思いますので、それは両方の面からちょっと考えながら進めていきたいと思っておりますが、可能な限りそういう取組は進めていきたいと思っております。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） ただいまの災害援護資金の件についてお答えしたいと思います。

これは震災後、援護資金ということで143件の方に貸付けを行っております。それで、13年で償還期間ということで、据置期間もございますので、ちょうど償還の開始が始まったというか、借りた年度によって償還の開始というのはそれぞれ変わってきますので、それで多くなってきました。

ただ、この件につきましては、沿岸の市町村でかなり大きな問題にはなっておりまして、いろいろ情報交換をしながら進めているところでありますが、最近の状況といたしましては、やはりコロナ禍ということもありますので、償還開始になりましてもなかなか予定どおりの償還ができないということで、個別相談を行いながら分割というか分納誓約書を書いていただきながら、分納で支払える額で今何とか払っていただいているような感じになっております。

現在、まだ据置きの方が51件ありますし、あと納付済者は59.74%となっております、完納件数は55件というような状況になっております。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤委員。

○伊藤 俊委員 では、ふるさと納税の件は検討も進めるということでいただきました。課長おっしゃいますように、多分、一般質問でも話したと思うんですけども、返礼品というのがすごく魅力的な部分というのは周知の事実でございますが、当然、間口を広げる部分においては今後可能性があるということで、ぜひ期待はしております。

同時に、間口を広げたことを結局皆さん知らない、なかなかこれも件数も増えていかない、知っていただけない要因かなということで、逆に知っていただく努力の部分、考えの部分、ぜひ道の駅のほうでも、補正予算でもありましたが、大々的な広告も打つということで、併せて何かコラボレーション的に町を応援していただける、そんな空気を併せてつくっていただければいいのかなと思うんですが、間口を広げるだけではなくて逆に知ってもらう部分でお考えがあれば、伸ばす努力という意味でお聞きできればと思います。

また、災害援護資金の貸付け等については、やはりなかなか難しい面もありますし、これからなんだということも感じておりますが、例えば、お借りしたんですけども、やはり逆にコロナの影響でなかなか、個別相談には応じているもののちょっと難しい方ももしかしていらっしゃるのではないかなと、返済的なものがなかなかままならないという方もお見受けするのかなと思うんですが、そういう方について、何かさらにしっかり返済になるのか、もう少し助けるのか、何かそういう方向性というのがもしあればお聞きできればと思います。これは多分、町の問題だけじゃなくて沿岸部等々の問題もあるとおっしゃいましたので、例

えば、ほかの町ではこういうふうに行っていることがうまくいっているとかという部分があるかもしれないとお聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 一応、沿岸部の関係市町村で情報共有をしながら、国のほうに要望として償還期限の延長等を要望したりというようなことで、あとはやはり一部仙台市さんとかですか、やっぱり数も多いので仙台市さんの方法とかどのような形でやっているのかというような情報交換等をしてながら、当町でも対策を考えていきたいと思いますが、やはり一市町村で何とかという部分もなかなか難しいので、やはり協調しながらとか、いろいろ連携を取りながら進めていきたいと思っています。

あとはコロナ禍でなかなかお支払いが難しいという方も実際にいらっしゃいますが、本当に1,000円とか5,000円とか、とにかく相談面接、つながりながら低額でも納めていただく、お支払いしていただくような姿勢でいるところです。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） ふるさと納税につきましては、先ほど来言っていますが、委員お尋ねのとおり、返礼品というところの魅力づくりも含めまして適宜情報発信をしていくということは必要だろうと私も思います。

あわせて、御寄附いただいた皆様には御礼状を発送させていただくんですが、そこには全て町長がサインをさせていただいてお返しをさせていただくんですがけれども、その御礼状にも町のその時期時期の新しい情報なんかを入れながらお届けしますし、新しいそういう返礼品なんかも御案内しながら、リピーターとなっていただくお客様もきちんとつないでいくということも、引き続き取り組んでまいりたいと思っています。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤委員。

○伊藤 俊委員 ふるさと納税の部分、努力していくことは確認できました。ただ、もし本当にさらに伸ばしていく、リピーターづくりと今お話もありましたが、もっと伸ばしていくためには、例えば、町のホームページのところに、多分、なかなかホームページでふるさと納税の部分を見つけようと思っても入り口がどこなんだろうと思う方も恐らくいらっしゃるんじゃないかなと思いますし、せっかくSNSチャンネル等もあると思いますので、そちらの活用もぜひ並行して考えていただいて、何とかプラスになっていけるような方向になっていただければなと思いますので、その点の、しつこいかもしれませんが、再度お考えをお聞きできればと思います。

また、この災害援護資金貸付金については、借りやすいというなかなか利用しやすい制度ではあると思うんですが、同時にこれが業務の、例えば、煩雑さにつながるとか繁忙さにつながる、もしくは本当に究極では足かせになるとかというところまでいかないように職員の皆様も御苦労はされていると思うんですが、そこをちょっとしっかり折衝して行って、その点もぜひお願いしたいところでございますし、注視していきたいというところでございます。

ふるさと納税の部分だけ御回答をお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 先日、自治体DXの御質問を頂戴しましたが、今現在、町のホームページ、私の記憶で、現在のスタイルになって多分7年目ぐらいになるんじゃないかと思っております。そろそろリニューアルも必要だなと実は感じてございまして、課内では次年度以降に向けて少し検討しようかということも話を始めておりましたので、具体的に来年度どうなるかは別といたしましても、やはり入り口としてそういったところの見やすさとか、あといろいろSNSとの連携とか、そういったことを意識しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 最初に、36ページ、前委員も聞いた土地貸付収入について、これはその下の分の建物貸付けと併せてお聞きしたいんですけども、土地貸付収入は住宅の408件、2,000万円ということで答弁分かったんですけども、そこで次の建物貸付けが今年284万円で決算になっているんですけども、昨年と比べると、半分までは行かないんですけども大分減っているようなので、そのところを伺いたいと思います。

また、2件目は、44ページ、上のほうの東北電力損害賠償金ということで1,600万円計上になっているんですけども、決算。昨年のやつ見たら1円もなかったの、その前の年が600万円、その前の前の年が570万円、先ほどの同僚委員の答弁にもあったように2年分まとめてきたのか、それとも去年は何かの形で賠償がなかったのか、その点伺いたいと思います。

同じく44ページ、資源物売払収入についてお聞きしたいと思います。

710万円で決算になっているんですけども、昨年は540万円、その前は713万円ぐらいだったんですけども、売るものの量にもよるんでしょうけれども、売払するときどのような形で、毎年入札のようなものがあるのか、それとも1回決まったらそのままやっているのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） では、1点目の建物の貸付収入でございますが、令和3年度は都合14件の貸付けに対して284万円ほどの収入があったということになります。大きくというか減額になっているということになりますと、令和2年度まで第2・第3庁舎がございまして、ここの一部を貸付けしていたんですが、令和3年度は解体工事に向けてこの貸付けを取りやめたということによって減額になっているということでございます。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 各賠償の中身については、それぞれ担当課しか分かりませんが、今回は2か年分がどうして、賠償金が入ってきたのは3つ、あとは単年度の発生なのか、1つだけは1年分といったような内容となっております。2か年分で来ましたのは、焼却灰の分析関係、それと放射能測定に要した経費、それと水道の水質検査、これらが2か年分として賠償金が入ってきております。そのほかに、また1年度部分といいますか、3年度部分ということで汚染牧草の保管に要する経費が賠償金として支払われているという状況です。

○委員長（村岡賢一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） 資源物の売払収入につきましては、決算附表の81ページをちょっと御覧になっていただきたいんですけども、81ページの（4）番、資源物搬出量及び資源化状況なんですけども、搬出量がトータルで53万8,581キログラム、そしてその横の金額が842万1,142円。この決算書の資源物売払収入の717万9,563円プラス、その上の再商品化合理化拠出金124万1,579円を足した金額が附表に載っているんですけども、これにつきましては、資源物の回収業者から上期、下期に分けて見積りを徴収して一番高いところを買っていただくという形になっておりまして、大体もう登米市とか石巻市で業者が限られているものですから、しかも再資源化の資源物の量がかなりだぶついておりますので、年々安くなってきているような状況なんですけども、物によっては高く売れているものもありますので、そういった形で、一番高いところの単価に合わせて売っているというような状況です。

それから、もう一つの再商品化合理化拠出金というのがありますが、これにつきましては、日本容器包装リサイクル協会というところがございまして、主にペットボトルなんですけれども、こちらを全国からこの協会が取り寄せて、全国の中で入札を行って一番高いところの金額の設定をするんですけども、想定金額、例えば、全部で10億円ですよという想定金額に対して、リサイクル費用が、例えば、5億円だとしましたら、残り5億円の2分の1プラス

実績で、各全国の自治体に協力金とか配当金のような形で振り分けられるというような中身でございます。非常に計算がよく分かりづらいんですけども、基本は、これは再資源に協力していただいた自治体に対する配当金という形になっております。それを足すと、この付表にあるような842万1,142円という形になっております。以上です。

○委員長（村岡賢一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 じゃあ、土地貸付収入のほうの関係なんですけれども、建物はいろいろ貸付けが減ったということで分かったんですが、そこで、408件、土地を貸し付けているわけなんです、前委員の話にも通じるんですが、その土地を返却ですか返納というんですか、そういつたのをするときはどういった決まりになっていたのか。例えば、家が建っていたら更地のような決まりだったのか、その辺、確認をお願いします。

東北電力さんに関しては、大体分かったんですけども、その2年分というのは、何か3件あったんですが、それでこの約半分分ぐらいになったのかならなかったのか。その点、再度お願いしたいと思います。

資源物売払いに関しては、年に2回、入札ではないんですけども、売払い先を選んでいるということで分かりました。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 申し訳ございませんが、手元に契約書等の控えがちょっとなかったものですから、確認させていただいてきちんと回答させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 決算書では1,600万円ぐらいなんです、2年分の部分では、合計しますと1,150万円ほどとなっております。

○委員長（村岡賢一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 じゃあ、借りた人の返す分なんです、返すレギュレーションなんですけれども、先ほどの建物貸付けと絡むんですが、土地を返された場合、その建物に関しては、更地だったら借りた人が壊すんでしょうけれども、まだ資産価値があるような場合は、町として今後買い取るというか再利用できるような形にしていくことも1つの方策だと思うんですけども、その点、確認もお願いしたいと思います。

あと東北電力さんのほうですけども、そうすると去年分は……。 （「東京電力」の声あり）東京電力さんの分は、昨年分は1,150万円ということで、今年の決算の分は約500万円ぐ

らいということで、そういうところの認識でいいのかどうか、最後、確認させていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 東京電力の賠償金ですが、先ほども言いましたが、2か年分として入ってきたのが3項目で、1,150万円ほどが2か年分として入ってきました。1か年分として、これは特別な需要に応じて入ってきたのか、牧草の保管ということで3年度440万円ほどということがございますので、牧草のほかの部分は特別に保管行為を用途を変えたりとかそういう部分での費用発生に対して入ってきておりますので、これが必ずしも単年というんじゃなくて損害賠償に値する行為としてたまたま起きたので、その部分を単年として認められて賠償されたものと思います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長、いいですか。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） すみません、確認をさせていただいて答弁をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（村岡賢一君） よろしいですね。

暫時休憩をします。

再開は2時20分といたします。

午後2時03分 休憩

午後2時20分 再開

○委員長（村岡賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

上下水道事業所長補佐は退席しております。

今野雄紀委員の質疑に対する答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 大変失礼をいたしました。

それでは、貸付けの内容について答弁をさせていただきます。

改めて契約条項を確認させていただきまして、一応、現在の貸付期間については最大で52年間ということになってございまして、契約上、これは更新しないとなっております。その場合どうなるかということなんですが、契約書の中に原状回復の項目がございまして、土地は現状に復して返すということなので、原状回復してお返しをいただくというのが原則ということになります。

ただし、現状といたしましても長い時間がたつこととなりますので、その状況について御相

談いただくことまでを否定するわけではございませんので、その都度都度、協議をいただくようになろうかと思えます。

○委員長（村岡賢一君） 雄紀委員。

○今野雄紀委員 じゃあ、原則は原状回復で返すということなんですけれども、ただ、前委員もただしたように、建物があまり再利用というんですか使えるような状態で、そして返すような場合は、今日明日というわけではないんでしょうけれども、今後、町としてその建物を双方の協議なりなんかで使っていけるような方向性も見出せるのか、それとも、原則、決まりは決まりだから更地だという、そういう今の時点での考えはどのようなのか伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 個々個別に状況は違うと思われまますので、その都度、状況については御相談をいただくということになろうかと思えます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で歳入に関する質疑を終わります。

次に、一般会計の歳出の審査に入ります。

審査は款ごとに区切って行います。

初めに、1款議会費、51ページから54ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（男澤知樹君） それでは、議会費について御説明を申し上げます。

決算書は51ページから54ページ、付表は34ページから37ページであります。

決算書の51ページ、52ページを御覧願います。

記載のとおり、令和3年度の支出済額は1億260万1,781円となっております。前年度と比較いたしますと金額で375万円ほど、率にして3.5%の減で決算しております。

この要因は、昨年11月から議員定数が従来よりも3人減の13人となったことによるものでありまして、結果として議員報酬及び議員期末手当の支出額が減となったというものであります。なお、予算に対する執行率は99.26%でありました。また、昨年4月から通年会期制を導入した令和3年度の当初議会の本会議の開催状況につきましては、定例会議が4回、臨時会議が6回、計10回、この本会議の会議日数は30日間、議案の審議件数は158件、一般質問は延べ人数で31人、通告件数は57件でございました。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ありませんか。三浦委員。

○三浦清人委員 議会費ということで、これは質問する相手が局長ではないかと思いますが、一般の随時監査で、また一部の工事において不適正な事務処理が行われていたことが認められたと、随時監査で。これは知っていました。町長知っていた。知らない。副町長は。知らない。あらあら。何と何と。また不適正な事務処理が認められたと随時監査で報告になっているんです。さっぱり読まないもの、見ていないんだもの。人には聞いていないんだものというけど、さっぱり見ていないんだもの。どういうことなのか。

懲戒処分については、公に公開しなきゃならないということになっているんです。新聞に載りますから我々も分かるわけです。しかしながら、懲戒処分にならない案件、かなりの数があるのではないかと。工事のいろいろな監査したところ、10%しか監査もしていないのにかかなりの数字が出ているという報告もされているわけです。そこで、公にならない訓告とか口頭注意とかいろいろあるわけですね、懲戒以外に。その件数はどれだけあるのか。それに対する対応策はどういうふうになっているのか、さっぱり改善になっていないですね。

そういうのを本当に監査委員の方々には大変本当に御苦労をかけています。監査委員の報酬、少し町長が考えたほうがいいことで、少し少ないんじゃないかと思って、上げるように、監査委員の報酬です。これを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。まず、それだね。

○委員長（村岡賢一君） ここで暫時休憩をします。

午後2時27分 休憩

午後2時29分 再開

○委員長（村岡賢一君） 再開します。

質疑をお願いします。総務課長。

○総務課長（及川 明君） 今、質問ございましたいわゆる公表されていない部分の件数でございますが、今年度は1件ございます。1件2名だったと思いますが、いわゆる訓告以下という部分で、懲戒処分、その他の処分ということで1件、今年度はございます。昨年度においても1件ございました。いわゆる訓告処分以外と。

ちょっと手元の資料が見つらくて、懲戒処分以下であっても、1つの案件で懲戒処分に当たった案件につきましては、その他の処分、いわゆる訓告以下の処分についても公表をして

いるということで、一つ一つで訓告以下であれば公表の対象には現在はしておりません。以上でございます。

○委員長（村岡賢一君） 質疑願います。ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費、53ページから82ページまでの審査を行います。担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、2款になります。

ページ数は決算書53ページからでございます。

最初に、2款総務費全体の状況ですが、2年度決算対比でマイナスの24.6%となっております。2年度においては、住民1人当たりの10万円の支給の特別定額給付金など、新型コロナ対策関連事業があったことが減額の要因となっております。

それでは、1目の一般管理費からになります。一般管理費につきましては、2年度決算対比でマイナスの32.1%、予算に対する執行率は95.6%となっております。一般管理費は、職員や派遣職員の人件費負担など内部管理費でございますが、前年度比減となった要因につきましては、東日本大震災からの復旧・復興の事業の進捗により、派遣職員が減少したことが要因でございます。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 続きまして決算書57ページ、58ページになります。

2目文書広報費でございます。文書広報費の予算に対する執行率は84.2%でありました。令和2年度決算と対比いたしますと、マイナス10.4%でございます。主に広報みなみさんりくの発行に要する費用のほか、総務課で所管してございます庁舎内の各種郵送料などを支出してございます。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 同じページの3目財政管理費です。予算に対する執行率は92.4%、前年度対比では15.6%となっております。主に事務用品等の購入に充てられてございます。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者。

○会計管理者件会計課長（菅原義明君） 続きまして、4目会計管理費でございます。会計管理費は、会計処理に係る経費でございます。支出済額が181万6,760円、執行率は84.46%、対前年度では手数料等を中心に40万円ほど、率にいたしますと28.2%の増額となっております。

す。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 続きまして、57ページ下段から62ページの上段までになります。

5目財産管理費でございます。財産管理費の予算に対する執行率は99%で、令和2年度決算と対比いたしますとプラス5.8%となっております。主に庁舎、公用車、財産の管理に係る経費を支出しておりますが、令和3年度におきましては、令和2年度からの繰越事業でございます仮庁舎の解体工事などを執行してございます。

続きまして、61ページ中段になります。

6目企画費でございます。企画費の予算に対する執行率は98.9%、令和2年度決算と対比いたしますとマイナス99.1%と大きな減となっております。減額となりました要因は、先ほど来、出ておりますが、令和2年度において新型コロナウイルス対応となる特別定額給付金など、約15億円の支出をしたことによるものでございまして、それ以外の経費につきましては例年同様の支出となっております。

○委員長（村岡賢一君） 総合支所長。

○歌津総合支所長（三浦勝美君） それでは、引き続きまして7目総合支所管理費について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、総合支所の管理に係る経費を計上しております。支出済額が1,451万8,000円ということで、執行率は99.6%となっております。また、支出額を前年度比較で申しますと、差引き134万2,000円、10.2%の増となっております。理由として、主に次のページにあります支所の設備整備工事79万4,000円、それから庁用器具費購入32万6,000円などによるものでございます。以上です。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 63ページ、64ページになります。

8目の交通安全対策費でございます。予算額に対する執行率は81.9%、前年度決算対比でプラスの15.3%と、カーブミラー等の設置基数が増えたことにより、やや増となっております。交通安全活動に要する費用のほか、交通安全施設整備に要する費用を支出しております。なお、交通安全指導員や工事等の概要につきましては、決算書の40ページに記載をさせていただいております。

続きまして、9目の防犯対策費です。防犯活動に要する費用を支出しております。予算額に対する執行率は90.4%、前年度決算対比で約1.9倍となっております。増額の要因につきま

しては、震災直後に設置いたしましたソーラータイプの防犯灯を撤去したことによるものでございます。

次に、10目危機管理対策費です。危機管理対策費につきましては、予算に対する執行率は81.3%、前年度決算対比ではマイナスの75.5%と大きく減額となっております。減額の要因につきましては、令和2年度には新型コロナウイルス感染症対策の備品整備を行ったことが要因でございます。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 続きまして、65ページ、66ページになります。

11目電子計算費でございます。電子計算費の予算に対する執行率は94.5%で、令和2年度の決算と対比しますとプラス6.3%となっております。主に行政サービスに係る住民情報系の電算システム、庁内LANシステムなど、各種電子システムに係る費用を支出してございますが、そのほか、新型コロナウイルスに対応すべく随時システム改修などを実施してございます。

続きまして、65ページの下段から68ページまでになります。

12目まちづくり推進費でございます。まちづくり推進費の予算に対する執行率は96.3%で、令和2年度決算と対比いたしますとプラス62.6%と大きく増となっております。主にまちづくりに係る所要額、ふるさと納税に関連した経費、おらほのまちづくり支援事業補助金などの支出をしておりますが、増額となりました要因につきましては、ふるさと納税額の増によるもので、ふるさとまちづくり基金積立金を令和2年度と対比いたしますと、金額で約2,800万円、率にして81.0%の増となったことなどによるものでございます。

次に、67ページ、68ページ、13目地域交通対策費でございます。地域交通対策費の予算に対する執行率は99.4%、令和2年度決算と対比いたしますとプラス12.7%となっております。主に町内を運行しております11路線の乗り合いバスに係る運行経費を支出しておりますが、増額になりました要因につきましては、委託料において地域公共交通事業支援業務委託料などを支出したことによるものでございます。

次に、67ページの下段から70ページまでになります。

14目地方創生推進費でございます。地方創生推進費の予算に対する執行率は50.4%、令和2年度決算と対比しますとプラス175%と大きな増となっております。主に道の駅に関する経費、移住定住に関する経費、地域おこし協力隊に関する経費、志津川高校魅力化に関する経費などを支出しておりますが、増額となりました要因につきましては、道の駅建設工事に

本格着手したことによりますが、一方で、執行率が低調の要因も同予算を令和4年度に繰り越したことによるものでございます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 69ページ中段から、2項徴税費です。町税の徴収、収納に関わる事務に要する経費を支出しております。予算に対する執行率は91%となっております。

1目税務総務費は、固定資産評価委員会に要する経費及び税務担当職員の人件費が主な内容です。予算に対する執行率は97.3%、対前年度比較では2.7%増となりました。

71ページをお開きください。

2目賦課徴収費は、各種税の賦課徴収、収納に要する物件費が主な内容であります。予算に対する執行率は74.6%、対前年比較では23.6%減となっております。減の主な理由は、令和2年度が固定資産評価替えの対応で委託料が増嵩しておりました。令和3年度は評価替えに要する支出が少なかったため、結果的に減となりました。

73ページをお開きください。

3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民台帳費です。戸籍事務及び住民基本台帳事務に要する経費が主な内容です。予算に対する執行率は98.4%、対前年比較は19%の増となっております。増の主な理由は、12節委託料において繰越事業となった戸籍附票システム改修の642万4,000円の支出があったためであります。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 続きまして、4項選挙費でございます。

75ページ、76ページからとなります。

4項選挙費につきましては、選挙管理委員会の運営や選挙の執行に要する所要の費用を支出してございます。項全体で予算に対する執行率は95.9%、前年度決算と対比しますと約7倍の増となっております。3年度におきましては、4つの選挙が執行されたことにより大幅な増となっております。

それでは、1目から御説明いたします。

1目選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会事務局の人件費及び事務的経費を支出しております。2年度決算対比でプラスの5.9%、予算に対する執行率は92.6%となっております。

2目衆議院議員選挙費は、第49回衆議院議員総選挙に要する所要の費用を支出してございます。予算に対する執行率は95.0%となっております。

なお、各種選挙の執行状況につきましては、附表の56ページを御参照いただければと思います。

次に、3目の町長選挙費です。町長選挙費は、町長選挙に要する所要の費用を支出しております。予算に対する執行率は96.1%となっております。

次に、4目の町議会議員選挙費でございます。町議会議員選挙に要する所要の費用を計上しております。予算に対する執行率は98.5%となっております。

次に、5目の県知事選挙費でございます。

79、80ページになります。

県知事選挙費につきましては、県知事選挙に要する所要の費用を支出しております。予算に対する執行率は96.7%となっております。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 続きまして、79ページから82ページまでになります。

5項統計調査費でございます。統計調査費につきましては、統計調査の事務執行に係る経費全般を支出してございまして、項全体の状況で申し上げますと、予算に対する執行率は96.1%、令和2年度決算と対比しますとマイナス63.6%と大きな減となっております。減額となりました要因につきましては、令和2年度において国勢調査が実施されたことによるものでございます。

なお、参考までに、目ごとの予算に対する執行率前年度対比を申し上げますと、79ページ、1目統計調査総務費の執行率は96.2%、令和2年度対比マイナス21.9%、81ページになります、2目統計調査費の執行率は95.5%、令和2年度対比マイナス93.5%でございました。

○委員長（村岡賢一君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 最後に、6項監査委員費でございます。

81ページ、82ページでございます。

監査委員費につきましては、人件費及び監査事務に要する事務的経費等を支出しております。決算額は528万8,326円でありまして、前年度と比較いたしますと金額で290万円ほど、率にして約35.4%の減で決算しております。この主な要因は、人件費の減によるものであります。また、令和3年度においては町長からの要求監査に対応するため、法律相談業務を法律の専門家に委託するため、所要額についてこれを予備費から充用いたしております。予算に対する執行率は90.01%でありました。

最後に、先ほど三浦委員からお話いただいた内容について若干触れさせていただきます。

す。

随時監査と申しますが、年1回、工事関係、100万円以上の工事について抽出して行っているというものでございます。今般は、令和3年度に完成した工事について約1割、14件を抽出したというものでございました。その中で、全てにおいてという言及がある部分について、全てこの場でお話しするのはなかなか難儀でございまして、何点か特徴的なことを申し上げます。

まず、非常に単純なことからなんですけれども、工事をやる場合は、施工伺い、起工伺いというのを起案して上司の決裁を受けるという手続が必ず必要でございまして。その手続書類の中に一部ミスがあったんでしょね、それを修正テープで行っていると。これは修正テープを爪でかりかりやればもう取れるわけでございますので、基本的には二重線で訂正印を押してと、なおさら金額とかであればこれは改めてというのが原則でございましてといったような指摘をさせていただいた記憶がございまして。

もう1点、こういう内容で契約してよろしいですかという伺いを必ず行うわけでございます、契約ですので。決裁権者のいいですよという意思決定印が押してある内容と、その後に実際に交わした契約書の内容が違っているというのがございましたので、これはどういうことですかという指摘をさせていただいたというのもございまして。

このほか、いろいろあるんですけれども、細かい部分につきましては、それぞれの担当課長に、お2人の監査委員から前で口頭で指摘をさせていただいているといったようなことがございまして、14件全てにおいて大なり小なりの御指摘があったという事実を報告したままでございまして。

ちなみに、令和3年度の工事でございましたので、令和4年度以降におきましては、当局の行政管理課において、工事関係についても一定程度のチェックがなされるとお聞きしておりますので、監査委員としても、それを踏まえた上で今後も必要な監査を行ってまいるといふようなところでございまして。

以上、説明を終わります。

○委員長（村岡賢一君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

三浦委員。

○三浦清人委員 それでは、最初に監査委員の関係ですが、令和3年度においては141件の工事がある、その1割の14件を抽出して実施したと聞かれているその1割の中で、今、局長が話されたような内容、不適正な事務処理が結構あったわけ。140、あとの9割もかなりある

のではないかとということもうたってあるわけです。それはもうチェックしたんだろうか、そういうふうな指摘されて。文書でもって回答しろとこれは書かれているんですが、それは回答したの。そういうこと。

それから、さっき話したんだけど、町長、監査委員の報酬は少し安いのではないかと私は思っているんですが、条例の改正をしなければならぬと思うんですが、そういう考え方はいかなものかなと、お聞きしたいと思います。

それから、総務だけじゃなく全体でもって関係があるんですが、予算が随分余ったんです。前に報告あったように結構な金額、十数億円予算が余ったと。それで、この黒字決算であったという報告なんだが地方自治体、地方公共団体において、以前からこの黒字だったという表現の仕方はいかなものかなと、ずっと私も考えているのか思っているんです。株式会社であれば、収入支出で収入のほうが多かったと、今年は黒字決算だったということになるんだけど、地方自治体において、歳出に対する歳入ですから黒字決算という表現はどうなのかなと思っているんです。要は、住民のために事業をやるということで予算計上しているわけです。それを、使いかねたという言葉は当てはまるかどうか分かりませんが、使えなかったと、余っちゃったのを黒字決算という表現はいかなものかと私は常々思っているんですけれども、町民の方々に分かりやすいように赤字決算よりも黒字決算と書けば、よく留められるかなとやってやっているのでしょうが、要は住民のためにはならなかったということです、お金が余るということは。執行率76%でしょう。そういうことだから。だから、何も黒字だからって喜ばしいことではないんです。逆に、町民のために事業できなかったと、結果的にはそういう内容なんです。

それはそれとしまして、それから、先ほど会計管理者のほうから事故繰越の執行率がありました。96.6%。これは何が内容よく分かりませんが、どこの課なのか分からないけれども、事故繰越100%だと私どもはいつも思っているわけです。96.6%ということは、何が残ってできなかったのか、その残った事業はどのように今後するのか、その辺お聞かせください。

○委員長（村岡賢一君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） それでは、1点目の御質問ですが、令和4年度より監査委員事務局との連絡調整を当課が担当させていただいております。随時監査で御指摘いただきました内容につきましては、先ほど監査委員事務局からお話のありましたとおりでございます。当課といたしまして、御指摘の内容については確認をさせていただきました結果、当

然御指摘のとおりでございまして、その事実と併せまして、その原因といったものの確認を進めさせていただいた結果、大きく申し上げれば、認識不足といいますか、例えば、先ほどお話がありました基本的事項の文書事務の適正な取扱いの徹底等といったことであるといった旨は、今の記憶で大変恐縮ですが、6月と7月だったと記憶しておりますが、文書で御回答をさせていただいてございます。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 黒字決算という言い方そのものについては、三浦委員おっしゃるとおりだと思います。歳出に合わせて歳入を組んでいる以上は、剰余額が出るのは当然だと思います。ただ、今、多分理解していると思うんですが、一般的に分かりやすくという表現の部分では、そういった表現に黒字、赤字という言葉を使っておりますので、そこは御理解いただければなと思います。

それと、監査委員の報酬につきましては、監査委員のみならず、ほかの非常勤特別職等もございまして、そういったバランスの中で検討させていただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（菅原義明君） 申し訳ございません。御質問いただいたわけなんですけれども、個別個々の事業のところまで手元に資料ございませんでしたので、確認の上、御回答させていただければと思います。申し訳ございません。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 不用額の関係について御説明をさせていただきます。

多分、議会の議案参考資料の31ページ、一番額が大きいのは、10款1項3目14の工事費でございまして。トータルといたしまして、不用額といたしまして約21億円の不用額が出てございます。内訳といたしますと、令和2年度からの明許繰越費が、約でございまして、20億7,000万円ほど、あと令和元年度からの事故繰越が約3,000万円ということで、合わせて21億円というものでございます。確かに、その金額かなりちょっと大きゅうございます。

精査をして事業を進めてきたつもりではございますが、何分、防潮堤工事というようなこともございまして、総額で300億円近いお金がかかってございます。その中で何度か、ほとんどの漁港が重要変更等々で工事費につきましても議決をいただいておりますが、地盤改良等々、1工事につき数億円から十数億円という額が、変わっていいというものではございませんが、どうしても地質の条件等々で変わってしまっていたというような件もございまして、10%以下だからいいという話ではないんですが、300億円に対して20億円ということで、

一応10%は切っているということでございます。

それと、明許繰越、事故繰越ということでございますので、減額補正ができないというような事情もございます。

それと、事故繰越について執行をしなかった部分はどうなんだというお話でございますが、災害復旧工事に限ってお話を申し上げさせていただきますと、やはり災害復旧事業ということで、国から基本的にはお金を頂いて一定程度の事業要件に合ったものを造らなければいけないということでございますので、やるべきことをやらないで予算が余ったということではございませんので、御理解をいただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 不用額の関係なんですけど、漁港関係、防潮堤の繰越工事がゆえに補正で減額ができないという事情は事情としてあるんですけど、それでも全体とすれば不用額が多過ぎるという部分は否定できないのかなと思っています。予算の要求段階においてから、積算内容も踏まえてしっかりとチェックをしていかなければならないと思っております。

○委員長（村岡賢一君） 三浦委員。

○三浦清人委員 私、繰越明許とか事故繰越のことを言っているんじゃないんです。さっき言ったのは、事故繰越の執行率が96.6%だと、その後の3.4%か、金額が分からない、どこの課のやつだかも分からない、その後始末はどうするんだということを聞きたいんです。事故繰越によって事業が残ってしまったということの執行率ですから。その後、また新しい予算を取ってやると思うんです、事故の事故というのはいないから。それを聞いたかったんです。どの部分の事業なのかということでした。

建設課長、何も繰越明許云々で不用額がいっぱい出たと、私はそれを聞いているんじゃないから。それを除いても15億円だか13億円はあるんですから。全部で三十何億円だけれども。その部分を言っている。

よく前にも話したんですけども、町民の方々からいろいろな要望があるわけです。予算がない、予算がない、できません。それで、同僚委員がこんなに金が余るなら別な道路なんか造ったほうがいいのかと言ったら、そういう予算は目的外じゃないけれども、そういうことはこっちの予算じゃないからそっちは流用できないんだと、それは当然の話なんです。だったら、どうすれば道路とかなんか町民が要望している事業はやれるんですかということなんだ。片や予算がなくてできない、方やあり余った財調の半分を積む。さっぱり町民

のためになっていないということになる。そこなんです。だから、積算見積りが甘かったとか、積算見積りとか予算取る際の。今後、やっぱり不用額が出ないような予算の取り方をしなきゃならない。その残った予算は、道路とか町民が要望している事業に充てなきゃならないと私は思います。そうじゃないですか。そういうことで。

じゃあ、後で会計管理者のほうから事故繰越の事業できなかったものについては報告いただいて、その対応策です、今後の。それが一番大事なことです。それを聞かせていただきたい。後でいいですから、分かったら。終わります。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） いろいろな場面で、今、三浦委員が言ったとおり予算がないという言い訳をする職員がいるというのは残念なことだなと思っています。そもそも予算がないんじゃないで、そこを計画していないというだけの話なので、予算を、例えば、道路であれば、計画的なしっかりした計画をつくって、何年度にはどこというような計画をつくることをまず優先すべきであって、その上で、その部分に対しての予算が不足していたとか予算が足りないというなら分かるんですが、いわゆる逃げ口実といいますか、そういうことは職員自ら改めていかなきゃならないなと思っています。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません。災害復旧工事につきましては、基本的には一部単費というものもございますが、裏財源として国費を充てるということがございますので、多額の予算を結果として余ってしまったわけでございますが、じゃあ余ったから別の仕事ができるかというところというものではございませんので、御理解をいただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかに質疑ありませんか。今野委員。

○今野雄紀委員 ページ数60ページ、委託料、公園遊具安全点検、あとその下のほうにも公園遊具修繕工事とありますけれども、公園遊具の今回の決算において、利用というか頻りに利用されたのかどうか伺いたいと思います。

2点目は、66ページ、上から最初の防災備蓄倉庫設置工事ということで35万円なんです、当町における防災用品の備蓄の状況はどのような形になっているか伺いたいと思います。

あと1回目の3つ目は、ページ66ページ、下のほうのふるさと納税について、前委員もいろいろ聞いていたんですが、私も伺いたいと思います。歳入のほうで6,300万円あったんですけども、そこで歳出のほうで謝礼として1,731万円、そしてその次のページ、支援業務の委託

料として364万円計上になっているんですけども、このふるさと納税の事業に関してなんですけれども、この謝礼と委託料以外に費用というんですか経費というんですか、それはかかっているのか。例えば、送料の分とかいろいろあると思うんですが、そのところを伺って、要はふるさと納税の真水の部分というんですか、そういったやつを確認させていただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、まず最初の60ページになります。

財産管理費の中の公園の分ということになりますが、年間、何度か点検をいたしまして、安全に使っていただけるように修繕が必要な場合には修繕をさせていただいているということでございます。大変申し訳ないんですけども、その利用率のところまではちょっと把握はしていないので、適正に管理をさせていただいているということで御了解をいただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 備蓄の状況なんですけれども、何が幾つという数字ではなく、資料はちょっとそこまでは持っていないんですが、町内18か所に分散して備蓄を行ってございます。保育所、小学校、中学校、公民館、それと県の施設、自然の家、高校にまで分散型ということでの備蓄で整備をしております。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 3点目でございます。ふるさと納税でございますが、ページ68ページを御覧いただきたいんですけども、一番上に11節役務費がございまして、ここに通信運搬費と手数料というのがございます。こちらがふるさと納税に関連する経費ということでございまして、基本的にはルールがございまして、まず返礼品につきましては30%超えちゃ駄目だよというルールと、あと事務費全体として寄附額の50%を超えちゃ駄目だよというルールがございまして、そのルールに従いまして事業を執行させていただいているという状況でございます。

○委員長（村岡賢一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 じゃあ、公園遊具についてなんですけれども、修繕ということですので頻繁に使われたかと思われたんですが、そこで関連になるかもしれませんが、さきのうみべの広場の議決がなされたわけなんですけれども、あの場面で聞けばよかったのかもしれませんが、多分予算的には別予算だという枠だという答弁がありそうだったので、無理やり

この場でお聞かせいただきたいと思います。

そこで、いろいろなイベントで活用したいという説明もあったんですけども、芝生の部分に遊具のようなものは置く予定があるのか。当町ですと、荒島の公園とかいろいろなところに遊具があるんですけども、課長、記憶にあるかどうか分からないんですが、私のこの10年間は前後の思いだったんですけども、タコの滑り台とかをまさにあの部分に設置するとよりいいんじゃないかという思いがあるんですけど、そういった遊具を置くとなった場合に、いろいろな寄附とかそういったパターンもあるでしょうけれども、やはりある程度意思を持ったデザイン的に特色あるものを置くのも1つの方策だと思われまますので、そのところを伺いたいと思います。

あと備蓄に関しては、18か所分散ということで大体分かったんですけども、そこで災害があつての活用になるわけですが、当然、ローリングというんですか、そういった見直し、例えば、期限が10年もつ水とかいろいろ昨今出ているみたいですけども、備蓄品のチェックという確認はどのような形でなされているのか、その点伺いたいと思います。

あとふるさと納税に関しては、この項目はあと550万円増えて、あと謝礼と委託料、それが経費の全てと認識させていただいてよろしいかどうか。

それで、昨今のこの謝礼の品目、いろいろ当町の特色を出してやっているんでしょうけれども、人気商品というんですか、そういったやつを分析してしましたら、あと当局として今後、こういった謝礼品とかも開発してもらうとより伸びるんじゃないかという企画なり思いがありましたら、伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 今野委員、公園のタコの……。決算審査なので、決算審査にふさわしい質問をお願いします。遊具。

企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、委員長からも決算審査ということでございましたので、遊具につきましては現在考えてございません。

それから、ふるさと納税の分について先にお答えさせていただきますが、先ほど申し上げました経費でほぼでございます。まさに、通信運搬費につきましては返礼品の通信運搬、お送りするために必要な経費ということでございますし、それから、手数料につきましては、各決済が今クレジットカードだったりするものですから、その決済手数料として必要となっている経費ということでございまして、謝礼と事務的経費と委託料と、この辺が必要な経費ということで計上してございます。

当町の人気の商品は何かということなんですけれども、やはり人気は海鮮セットでございます、その他の、例えば、肉類ですとかそういった新たなものも開発しようということで取り組んでいる状況でございます。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 担当の係のほうにおきまして、何年度にどこに何を納入して消費期限はいつなのか、パソコンの中にデータとして残してチェックをしているというものでございます。

○委員長（村岡賢一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 公園遊具、タコの滑り台なんですけれども、先ほど委員長から決算なのでという指摘の言葉をいただいたんですけれども、私はこういった利用率とかいろいろな面において、例えば、予算のときにこういったことを伝えても、多分組んだ後なので手遅れじゃないかという思いがしているものですから、無理やりというわけじゃないんですが、もしいいこういったあれだったら予算に反映していただけるんじゃないかという思いもあつての発言でしたので、お許しいただければと思います。

公園遊具は、検討はしないということなんですけれども、そこで分かりました。

防災の備蓄に関しては、当然、帳簿をもって管理しているということなんですけれども、昨今、いろいろな防災の備蓄品に関しても機能が進んでいるというんですか、何かいろいろ進化しているものですから、予算もあるでしょうけれども、そういったものでなるべくロスにならないというか、そういった形でも今後備蓄を検討する必要があると思うんですが、その点、伺いたいと思います。

ふるさと納税に関しては、ほぼほぼ了解いたしました。

○委員長（村岡賢一君） 答弁ありますか。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） うみべの広場につきましては、当面は、芝生の部分を大きなエリアとして使わせていただいて、そこで時期によってはイベントも開催したいということになりますので、逆に言いますと、できるだけ広いスペースの確保があったほうが運用しやすいんだろうなと考えてございまして、現時点では遊具の配置は考えていないという答弁をさせていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 備蓄品につきましては、確かに進化しているといういろいろな商品が出てきているというのが実情でして、入札する際は、一定の目安、何年以上とか、例

えば、水であれば5年以上とか、そういった形であって仕様を示した上で、あとは適用できる相手方がそれに見合う商品をどのように選ぶかという部分だとは思いますが、ただ、最終的には、食料などは口に入るものなので一般的にその場をしのげる食べ物、例えば、五目御飯でありますとか携帯おにぎりでありますとか、そういったところが主流となっています。

○委員長（村岡賢一君） ほかに質疑ありますか。及川委員。

○及川幸子委員 私からは、決算書の68ページ、地域交通対策費の中の12委託料で、地域公共交通事業支援業務委託料534万6,000円。昨年は100万円でした。今年はなぜこういうふうが多いのか。そしてまた、その下の町内循環乗り合いバス6,000万円、これはバス代ということで分かります。そしてさらに、68ページの上の委託料、これはまちづくり推進費の中の委託料の中に、この間の予算のときもありましたけれども、スマートモビリティ実証プロジェクト、管理運營業務委託料275万円、地域情報発信等業務委託料645万7,000円。これらバスが少ないために、これはワークショップ等をやるという御説明でした。であれば、これは2年からやって、さらには付表の44ページ、その結果が出ております。令和2年、観光客の2次交通や高齢者の移動支援としてのスマートモビリティの実証性について検証するためということで、それから、今年については実証事業の結果を基に今後の導入を検討するワークショップを開催したということになっておりますけれども、昨年、令和2年は100万円で、今回、令和3年は534万6,000円という大きな額であります。これが町民のためにどのように使われ、どのように効果あるのか、2年、3年と実証実験してまだ結果が出ていないということで、その分析した結果を公表していただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、1点目の委託料、地域公共交通事業支援業務委託料につきましては、こちらの予算を使いまして、乗り合いバスを含めた町内のダイヤの改正とかそういったものの全体の調整をさせていただいて委託している委託料となります。前年度はこれなかったんですけれども、その前に前年の取組として道路交通網計画というのを策定いたしましたして、それに基づいてきちんと管理しながらそういった乗り合いバスの運行管理をしていくということを令和3年度から委託料として支出をさせていただいているという違いがございまして、金額的に少し大きくなっているというのはそういう理由でございます。

それから、乗り合いバスの負担金の部分と、それからまちづくり推進費の分のスマートモビリティのお話でしたが、乗り合いバスにスマートモビリティの可能性を検証

しませんかというのは、先日の補正予算で御提案をさせていただきましたが、令和4年度の実取組として検討をさせていただく内容ということでございます。

これまでは、各ポイント、ポイント、スポット、スポットというんでしょうか、ある限られた範囲内でスマートモビリティ、要するに電動化された車両を使ってどういうことがこの町で可能かということを検証させていただいているということで、イベント時に御利用いただいたり、昨年度は観光メインということで、今回、出来上がります道の駅にこういったスマートモビリティを配置すればどういう活用がされますかねというところの話合いをさせていただいたということでございます。

具体的にこれを事業化するかというのは、また別に検討が必要だと考えています。当然にそこには予算が伴いますので、そういったものも実証もされておりますので、それを用いて具体的に進めていくかというのはこれからの検討課題ということになってございます。

ですので、全てがちょっと関連性が一つ一つなかなかないようなんですけれども、そこに今ある中に、そのスマートモビリティという電動化された車両を導入して行って、今後の公共交通も含めて検討していくというのが今後の流れということになりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 及川委員。

○及川幸子委員 聞こえはすごくすばらしいと思うんですけれども、このお金、前委員も言いましたけれども、町民にはないないと言いながら、これ補助率、補助100万円しかないんですよ。これはほとんど単費です、全て。275万円も645万7,000円、534万6,000円、6,000万円も全て単費です。こういうふうに町民にどの程度の還元といいますか、サービス提供になるか、まだ2年、3年、4年とやっていきながらも結果が見えていない。そういうものはいかかなものかと、補助のない単費、一般財源を使ってこれだけの、それこそ何千万円になりますか、これ今言ったのを足すと。そういう見えないことに使っていくと決算がこうなっていますけれども、いかかなものかなという思いがいたします。

それと、この乗り合いバスの附表の中の44ページ、45ページの乗り合いバス運行状況を見ますと、これ、歌津便がすごく低いんです。432。それから、菰の浜線175人、弘川線が808、皆3桁なんですよね。そのほか、戸倉、入谷、志津川は4桁です。その中でこういう低いのはどうしてかなと、私もこれの分析を私なりにしてみましたけれども、もし当局のほうでこの数字の違い、あまりにも大きい数字の乗車人員の違いがあるんですけれども、どのように分析していますか。その辺、もし分析しているのであればお伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 委託料につきましては、前項の運行管理をきちんとやっぱりしていけないといけないということだと思いますので、ここは必要な経費と認識をさせていただきます。

なお、運行の形態については、今言いました、例えば、ダイヤの問題とか当然にあるんだと思っていますし、あとは生活スタイルの違いというものもあるんだと思います。実は、利用が100人台である路線については、先日もお答えさせていただいたんですけれども、直接行政区なりにお邪魔をさせていただいて、実情を今年度ヒアリングさせていただいております。ですので、そういった内容も反映しながら、実際、なぜ利用されないのかというところは明確にしていきたいなと思っております。現状とすれば、そういった内容でございます。

○委員長（村岡賢一君） 及川委員。

○及川幸子委員 今の私なりにこれを考えたとき分析してみると、歌津地区から志津川の病院まで来れないんです、これ見ると。歌津駅で止まってしまっているんですね。ほかの入谷、戸倉、志津川は全部病院へ1回行くんです、通過するんです。ということは、もちろん歌津にも医院がありますから、そこで1回止まりながら志津川病院に来るという方向がないからこれが少ないんじゃないかなと、私なりに分析してみましたけれども、そういう考えも一理あるのかなと。高齢者の人たちは足もない人たちがいるので、やっぱり志津川の病院まで直接、そうすると病院まで来れば用足しもできる、買物もできるということになりますから、その辺も今後検討していくべきだと思います。いかにして、多くの町民の人に利用されるということが、町民の住民サービスの一端になりますので、その辺、今後、考えてもらいたい。

そして、これだけの一般財源でこれだけの仕事事務をやっていますので、もっと効率のいい結果を出すように、みんなで知恵を絞って進めていっていただきたいと思います。終わります。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。須藤委員。

○須藤清孝委員 63ページですか、防犯対策費、自主防災活動支援事業費補助金の中に、たしかこれ防災士の予算も入っていたと思うんですけれども、これの実績というか、それをちょっとお示しいただけたらなと思います。

それから、あと69、70ですか、上段のほうの婚活支援、これ残念ながら成婚まで至らなかったという結果になっていますけれども、この辺の内容をお聞かせください。

それと、あともう一つ、これ82ページだと思います。歳入のほうでもありましたけれども、経済センサスというのがあったと思うんですけども、活動調査みたいな、これは委託を受けた内容なのであれなんですけれども、これは当初予算のときの話の記憶だと、5年に一度の調査だと伺っていたんですが、ちょっと私、多分初めてのことなので、これの概要を教えてくださいましたらと思います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 防災士の支援につきましては、この64ページの中に、自主防災活動支援事業費補助金の中に1名分入ってございます。令和3年度は女性の方1名、防災士の資格を取得したという支援費がこの中に含まれてございます。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 結婚の関係、成婚の関係なんですけれども、付表の46ページの（2）番に、令和3年度の実績ということで登録者8人に対して成婚者ゼロというような内容を掲載させていただいております。登録者8人の方、頑張っていたんですけども、残念ながら令和3年度はやっぱりコロナ禍にあって人と人が会って何かを進めるということがどうしてもはばかれたということがあって、親密なお付き合いというところまでは残念ながら至らなくて、結果として成婚の実績がなかったという結果でございますが、取組は引き続き一生懸命進めていこうと思っております。

それから、82ページの経済センサスのお話なんですけど、こちらは附表の56ページをお開きいただきまして、下段に経済センサスの内容を書いております。おっしゃるとおり、これ5年に一度開催される内容でございます。調査区については32調査区地点を対象として調査をさせていただきまして、8名の方に調査をしていただいたということになります。

目的としますと、ここに簡単に書かせていただくんですが、各種調査の母集団、要するに今、経済活動がどうなっているのかということを見極めるということになります。これ自体が、今後、国を含めていろいろな施策の展開の際の基礎的な資料になっていくという傾向を見るということで、5年間の色の経過はどうなっていますかというのを見ながら、次の施策等に反映をさせていくという数字になるということでございます。

○委員長（村岡賢一君） 須藤委員。

○須藤清孝委員 防災費に関しては分かりました。あと今年度は今年度で予算ついていましたし

ようから、それを見守りたいと思います。

あと2件目の婚活なんですけれども、原因がコロナというのも確かに大きな要因はあったと思うんですが、全部を把握してはいないんですけれども、ケースによってはすごく惜しいところまで行きましたみたいな話も伺ったりしています。これは年単位での事業で、またじゃあ翌年にその続きをやりたいみたいな希望みたいなのが多分本人にしてみたらあるかもしれませんが、継続の利用というのは可能なのどうかちょっとお伺いしたいと思います。

それと、あと3件目のデータに関しては、いずれは町のほうにも反映されるということで理解しました。

2問目のほうだけお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 継続的な御利用ということで、現在は、継続につきましては、御本人が強い意識を持って継続したいということであれば、御負担をいただきながら取り組んでいただいているのが実情でございます。今後の継続について、どこまで支援するかというのは今後の課題とさせていただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかにありませんか。佐藤委員。

○佐藤雄一委員 私からもちょっと聞きたいと思います。附表の43ページ、震災復興基金の中の事業名①、⑦、⑧とあります。この中身について、内容の説明をお願いしたいと思います。これ以上追加工事があるのかなのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） ①、⑦、⑧、全て道の駅の建設に関わる工事費でございまして、令和3年度に基金の一部としてこちらの金額を充当させていただいておりまして、御存じのとおり、工事は令和4年度に繰越しをさせていただいておりまして、7月に本体工事については終わっているという状況でございます。ですので、今後追加になる予算はないということになります。

大まかに内容はということなんですけれども、実際、建物を建てる費用の一部としてこちらのものを使わせていただきましたし、そこに入る、やはり建物の中に備品類は必要ですので、そういったものをこの⑧番の200万円の予算の範囲内で買わせていただいたということでございます。

○委員長（村岡賢一君） 佐藤委員。

○佐藤雄一委員 備品については、中身はちょっと分かりませんが、①の件ですけれど

も、工事プラス管理ということで工事の中にまた管理が入っていたのかどうか。その辺、確認をさせていただきます。

備品については何をそろえたのか、その辺、備品の内訳をお願いしたいと思います。とにかく金額がちょっと高いような気がしましたので、確認させていただきたいなと思っています。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まず、こちらについては基金の繰入れということでございますので、先日もお話しさせていただきましたが、12億6,500万円の内訳として、一部に震災復興基金を活用させていただいたということで、①番については、工事費とそれから管理費の一部にこの金額を充当させていただいたということで、繰り入れた金額の合計が9,800万円だったと御理解をいただきたいと思います。

なお、8番の備品購入の内容については、大変申し訳ございませんが、手元に資料を持ち合わせてございませんでしたので、後ほど回答をさせていただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかにございませんか。伊藤委員。

○伊藤 俊委員 では、私からも何点かお聞きしたいと思います。

まず1つ目が、66ページ、ちょっと電子計算費の目の部分で、全体的にシステム保守ですとか改修とか賃貸料とかいろいろ計上されておまして、町内のこういうネット環境含め必要な予算計上だなどということでは理解しているんですが、それであわせて、当然、コンピューター上のいろいろシステムの部分は大事なんですが、同時に、職員の皆様の部分の研修というか、こういう部分で情報化リーダーの話も先日あったんですが、しっかりこういった部分を使うようになって徹底されているかどうか。やはりこういったお金をかけても、やっぱり使う側が不得手の場合ですとちょっとエラーも起きてしまうのかなということも思っておりまして、その点どうなっているかという分をまずお聞きできればと思います。

また、2つ目なんですが、これは63ページにすみません、戻ります。危機管理対策費の部分で、ちょっとすみません、あまりにも項目が少なかったもので、逆に違う款とか費目で計上されているのかなと思うんですが、多分、恐らく行政区単位で地区防災計画も立てられていて、自主防災組織も組織率が高いという話は先日来から伺っているんですが、その体制の整備に当たって、この危機管理対策費でそういった自主防とか地区防災計画を進めたり、何かハード面で、この項目で、ここに防災備蓄倉庫設置等工事とかガスバルク修繕工事とかあるんですが、それ以外に何か整備が必要なものというのが考えられるのかどうか、それとも違

う費目で計上されているかどうか、ちょっとその辺があやふやなので教えていただければと思うんですが、その点をお願いいたします。

あとこれもまた戻りまして、ページが54ページまですみません、戻ります。

一般管理費のところで、職員手当等、旅費等々ありまして、確定額としては不用額も生まれているので予算ほどの金額ではなかったのかなと見受けられるんですが、これは特に何か、何が言いたいかといいますと、ちょっと3年度の決算ですので対象外になってしまうのかもしれないんですが、前例があるので確認をさせていただきたいと思うんですけれども、先日の一般質問でも少し言及したんですが、町長はじめ、例えば、当時の総務課長の方ですとか運転手の方ですとか、感謝状の贈呈のほうでいろいろ出張を重ねられている中で、令和元年度のほうになってしまうので、ちょっと今回の決算審議とは時期が外れてしまうんですけれども、こういう前例があつて、2年度、3年度、これから4年度も前例があるからオーケーとなるかならないか、確認できればと思うんですが。

令和元年度に感謝状贈呈で仙台のほうとか白石のほうに出かけられるんですけれども、恐らく公務で、夜に楽天球場のほうに立ち寄って10時に帰ってくるという工程表が資料としてはありました。これでいきますと、どうしても時間外手当が発生するですとかちょっと余計な費用がやっぱりかかってしまうのかなという見方になってしまうんですが、私が見れば、資料のほうは公務なんだろうなということもはっきり分かるんですが、違う方が見ると、何か野球観戦に行ったんじゃないかなみたいな見方にも見えてしまう資料なんです、こういう規定が正しいかどうか、それで適正に執行されて2年度も3年度も適正に執行されたんですということの規定が回答として明確に入れるかどうか、すみません、言い方煩わしいんですが、きちんとやっていますということであればそれでいいんですが、お答えいただければなと思います。

○委員長（村岡賢一君） ちょっと休憩します。

午後3時45分 休憩

午後3時45分 再開

○委員長（村岡賢一君） 再開いたします。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明13日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議がないと認めます。

よって、本日は議事の関係上これにて延会とすることとし、明13日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでした。

午後3時46分 延会